①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1，就学援助制度の周知方法														2，就学援助の申請方法					
							（１）就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									（２）ケの内容	（３）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施		（４）就学援助制度周知の工夫	（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）					（２）オの内容
							ア，教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ，自治体の広報誌等に制度を記載	ウ，就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ，就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ，学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ，入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ，毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク，民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ，その他→（２）		ア，教職員向け説明会を実施している	イ，教職員向け説明会を実施していない		ア，学校から希望者に申請書を配布	イ，教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ，学校から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ，教育委員会から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ，その他→（２）	
179	179	179	179	170	142	6	96	70	62	48	93	137	177	2	38	38	4	175	52	54	46	104	15	15	15	
北海道	札幌市	札幌市教育委員会学校教育部教育推進課学事係	011-211-3851	kyoiku-suishin@city.sapporo.jp	http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/syugakuenjyo.html		○			○	○	○	○					○	外国語（英語、中国語）の申請書を作成	○						
北海道	函館市	函館市教育委員会学校教育部保健給食課	0138-21-3547	hokenkyushoku@city.hakodate.hokkaido.jp	https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/202011260003 3/		○	○				○	○					○				○				
北海道	小樽市	小樽市教育委員会学校教育支援室教育推進グループ	0134-32-4111（内線526）	gakko-kyoiku@city.otaru.lg.jp	https://www.city.otaru.lg.jp/simin/kyoiku/gakko_kyoiku/shugakuenjo/		○	○	○	○	○	○	○					○	申請書におおむねの世帯構成毎の認定基準（年間収入による審査）を掲載している。			○				
北海道	旭川市	教育委員会学校教育部学務課	0166-25-9117	gakumu@city.asahikawa.hokkaido.jp	http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/		○	○	○			○	○					○				○				
北海道	室蘭市	室蘭市教育委員会学校教育課	0143-22-5055	gakkou-kyouiku@city.muroran.lg.jp	http://www.city.muroran.lg.jp/main/org9200/enzyo.html		○				○	○	○		○	市内関係課と連携を図り、受付窓口や相談員、保護者等からの相談や連絡があった場合は、お知らせ文書の送付や制度の説明等を行っている。		○	・援助対象となる年間所得の目安額を記載している。 ・転入者には、必ず就学援助制度を説明している。			○				
北海道	釧路市	釧路市教育委員会　学校教育課学校教育担当	0154-23-5186	ga-gakkoukyouiku@city.kushiro.lg.jp	http://www.city.kushiro.lg.jp/kyouiku/kyouiku/enjo/0001.html		○	○				○	○		○	新中学１年生に対する入学前支給の案内については、１月に在学中の小学校を通じ配布している。		○	制度案内文書に家族構成別の認定基準（年収）額の例を記載している。	○	○					
北海道	帯広市	学校教育部学校教育課	0155-65-4203	school_educate@city.obihiro.hokkaido.jp	https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/gaxtukoukyouikubu/gakkoukyouikuka/a310301shugakuenjyo.html		○			○		○	○		○	小学校入学前に実施する体験入学時に就学援助制度の書類を配布		○	・援助対象となる年間所得の目安額を記載している ・転入者に対し、就学援助制度の案内を行う					○	申請書の配布は随時（ホームページからダウンロード可能）。 準要保護者に対しては、毎年２月中旬頃、次年度の申請書を郵送。
北海道	北見市	北見市教育委員会学校教育部学校教育課	0157-33-1748	gakukyoiku@city.kitami.lg.jp	http://www.city.kitami.lg.jp/docs/3405/		○		○		○	○	○					○				○				
北海道	夕張市	夕張市教育委員会　教育課　教育係	0123-52-3166	ybrkso@city.yubari.lg.jp	http://www.city.yubari.lg.jp				○		○	○	○					○			○	○				
北海道	岩見沢市	教育部学校教育課学校教育係	0126-35-5125	gakkyo@i-hamanasu.jp	http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp		○	○	○				○		○	毎年２月頃に学校を通じ、新年度の就学援助案内書類を配付		○		○	○					
北海道	網走市	学校教育部　学校教育課　学務係	0152-44-6111	ZUSR-KI-GAKKO-GAKUMU@city.abashiri.hokkaido.jp	http://www.city.abashiri.hokkaido.jp/		○	○				○	○					○		○	○					
北海道	留萌市	教育委員会学校教育課学務係	0164-42-3006	gakkoukyouiku@e-rumoi.jp	http://e-rumoi.jp/gakkoukyouiku/gak_00007.html		○		○			○	○					○				○				
北海道	苫小牧市	苫小牧市教育部学校教育課学務係	0144-32-6742	gakko-kyoiku@city.tomakomai.lg.jp	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/		○	○			○	○	○		○	冬休み明けに、学校から全児童生徒に就学援助関係書類を配付		○	・就学援助の案内にホームページへアクセスできるQRコードを掲載 ・申請書様式を小中学校兼用とし保護者の負担軽減を図っている			○				
北海道	稚内市	稚内市教育委員会学校教育課	0162-23-6519	gakkou@city.wakkanai.lg.jp	https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp		○			○		○	○					○				○				
北海道	美唄市	美唄市教育委員会学務課学校教育係	0126-62-3146	gakumu@city.bibai.lg.jp	http://www.city.bibai.hokkaido.jp/jyumin/	https://www.facebook.com/美唄市-459506144129986/	○	○					○		○	就学時健康診断時に保護者へ制度を説明しており、申請書は配布していない。また、学校外で就学時健康診断を行っているところも一部ある。		○	援助対象となる目安額を記載					○	教育委員会で全児童生徒もしくは保護者にお知らせ文書を配布
北海道	芦別市	芦別市教育委員学務課学校教育係	0124-22-2111	gakumu@city.hokkaido.jp	http://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/educ.gakumu/gakumu/gakkou.html					○	○		○		○	新入学指定通知送付時に同封している。		○					○			
北海道	江別市	教育部学校教育支援室学校教育課学校教育係	011-381-1058	gakkoukyouikuka@city.ebetsu.lg.jp	https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/kyouiku/3077.html		○		○			○	○					○			○	○				
北海道	赤平市	赤平市学校教育課学校教育係	0125-32-1822	gakko@city.akabira.hokkaido.jp	http://www.city.akabira.hokkaido.jp/docs/2013022600026/		○	○			○	○	○					○			○	○				
北海道	紋別市	紋別市教育委員会	0158-24-2111	gakumu@city.mombetsu.lg.jp								○	○					○				○				
北海道	士別市	教育委員会生涯学習部学校教育課	0165-23-3121	gakkoh@city.shibetsu.lg.jp	http://www.city.shibetsu.lg.jp		○			○	○	○	○					○	・認定基準の明記及び世帯収入の目安額記載 ・重要箇所や変更箇所を強調するなど目につくようにする ・支給項目の表記			○	○			
北海道	名寄市	教育部学校教育課学校教育係	01654-3-2111	nayoro@city.nayoro.lg.jp	http://www.city.nayoro.lg.jp		○	○		○	○	○	○					○				○				
北海道	三笠市	教育委員会学校教育課学校教育係	01267-2-2197	gakkoukyouiku@city.mikasa	http://www.city.mikasa.hokkaido.jp/education/detail/00001169.html		○	○				○	○					○		○						
北海道	根室市	根室市教育委員会　教育総務課　学校教育担当	0153-23-6111	kyo-soumu@city.nemuro.hokkaido.jp	https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/		○	○	○		○	○	○				○			○	○					
北海道	千歳市	教育委員会教育部学校教育課学校教育係	0123-24-0839	gakkokyoiku@city.chitose.lg.jp	http://www.city.chitose.lg.jp/95/95_169/95_169_906/		○	○	○	○	○	○	○		○	・学校に対して制度を書面で周知	○		前年度認定になっていて当年度未申請の家庭には、学校から電話等で再周知を行っている。			○				
北海道	滝川市	教育部　学校運営課　学校運営係	0125-28-8043	shien@city.takikawa.lg.jp	http://www.city.takikawa.hokkaido.jp		○	○			○		○					○				○				
北海道	砂川市	砂川市教育委員会学務課学校教育係	0125-54-2121(内線375)	gakko@city.sunagawa.lg.jp	http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/kosodate_kyouiku/index.html		○	○			○		○					○	転入者には必ず就学援助制度を説明している。			○				
北海道	歌志内市	歌志内市教育委員会　学校教育グループ	0125-42-4223	kyoiku.gakko@city.utashinai.lg.jp	http://www.city.utashinai.hokkaido.jp			○					○		○	・新入学児の保護者全員へ制度周知の文書を送付。 ・進級、進学児については、学校を通じて配布。		○				○	○			
北海道	深川市	深川市教育委員会学務課	0164-26-2332	gakumu@city.fukagawa.lg.jp	https://www.city.fukagawa.lg.jp/cms/section/gakumu/ik75k4000000k4qh.html		○	○	○		○	○	○					○	随時チラシの配布をするとともに、入学説明会時に教育委員会職員が直接保護者へ説明	○	○					
北海道	富良野市	富良野市教育委員会学校教育課	0167-39-2320	gakumu@city.furano.hokkaido.jp	http://www.city.furano.hokkaido.jp/soshiki/kyouikuiinkai/		○				○	○	○					○							○	制度案内は全児童生徒へ配布。申請書は学校により異なり、全児童生徒に配布している学校、希望者に対して配布している学校がある。
北海道	登別市	教育委員会学校教育グループ	0143-88-1162	school@city.noboribetsu.lg.jp	http://www.noboribetsu.ed.jp/~iinkai/		○	○				○	○					○	援助対象となる年間所得の目安額等を記載	○						

①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																		
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1，就学援助制度の周知方法													2，就学援助の申請方法					
							（１）就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									（２）ケの内容	（３）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施		（４）就学援助制度周知の工夫	（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）					（２）オの内容
							ア，教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ，自治体の広報誌等に制度を記載	ウ，就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ，就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ，学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ，入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ，毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク，民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ，その他→（２）		ア，教職員向け説明会を実施している	イ，教職員向け説明会を実施していない		ア，学校から希望者に申請書を配布	イ，教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ，学校から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ，教育委員会から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ，その他→（２）	
北海道	恵庭市	教育部　教育総務課	0123-33-3131（内線1622）	kyouisoumu@city.eniwa.hokkaido.jp	恵庭市役所ＨＰ http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/ 就学援助ＨＰ https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/soshikikarasagasu/kyouikuiinkaikyouikubu/kyoikusomuka/gakko_kyoiku/4/1369.html		○	○	○				○					○				○		○	必要に応じ、学校または教育委員会で随時配布。
北海道	伊達市	教育部学校教育課学校教育係	0142-82-3298	kyoiku@city.date.lg.jp	http://www.city.date.hokkaido.jp/	https://www.facebook.com/hokkaido.date.city/	○	○		○		○	○					○	市のホームページや、就学援助の周知文書に年間所得の目安額を記載	○					
北海道	北広島市	北広島市教育委員会教育部学校教育課	011-372-3311（内線4826）	eduschool@city.kitahiroshima.lg.jp	http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/kyoiku/detail/00128967.html		○	○	○		○	○	○					○	単に広報紙やホームページで周知を図るのではなく、保護者に直接、制度の案内書類を配布することが最も効果的であると考えている。また、案内書類の内容をできる限り簡素化し、分かりやすいものを目指している。			○			
北海道	石狩市	石狩市教育委員会生涯学習部学校教育課学校教育担当	0133-72-3171	gakkou.k@city.ishikari.hokkaido.jp	http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/site/kyouiku/14794.html		○	○	○				○		○	転入者には、就学の手続き時に就学援助制度の書類を配布		○	転入者には必ず就学援助制度を説明している。			○		○	転入者には、教育委員会で就学の手続き時に申請書を配布 新入学児童には、教育委員会で就学案内とともに申請書を配布
北海道	北斗市	教育委員会学校教育課	0138-74-2000	gakko@city.hokuto.hokkaido.jp	https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/4563.html		○	○		○		○	○					○	今年度より周知文書を作成し、全校児童生徒へ配付。援助対象となる年間所得の目安額等を記載した。		○				
北海道	当別町	教育委員会学校教育課学校教育係	0133-23-2689	kyokan2@town.tobetsu.hokkaido.jp	http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/site/kyoiku-top/		○	○			○	○	○					○	・援助対象となる年間収入の目安額等を記載。 ・転入者には必ず就学援助制度を説明している。	○	○	○			
北海道	新篠津村	新篠津村教育委員会　学校教育係	0126-57-2111	gakko1@vill.shinshinotsu.hokkaido.jp	https://www.vill.shinshinotsu.hokkaido.jp/hotnews/detail/00000318.html		○		○		○		○					○			○				
北海道	松前町	松前町教育委員会　学校教育課	0139-42-3060	kyouiku2@town.matsumae.hokkaido.jp							○	○	○				○					○			
北海道	福島町	教育委員会　学校教育係	0139-47-3675	gakkou-g@town.fukushima.hokkaido.jp				○			○		○					○				○			
北海道	知内町	知内町教育委員会　学校教育課	01392-5-6855	gakkou@town.shiriuchi.lg.jp							○	○	○		○	各学校へ制度を書面で周知している。 また、全児童・生徒の保護者へ学校を通じ書面で周知している。		○				○			
北海道	木古内町	生涯学習課学校教育グループ	01392-2-2224									○	○		○	毎年２月に学校を通じて保護者へ周知している。		○			○				
北海道	七飯町	七飯町教育委員会　学校教育課学校教育係	0138-66-2067						○		○		○					○		○	○	○			
北海道	鹿部町	鹿部町教育委員会生涯学習課	01372-7-3124	kyouiku@town.shikabe.hokkaido.jp							○		○		○	各学校に対して制度を書面で周知		○	周知文書の工夫(各費目の援助額や対象となる家庭の参考例の記載等)			○			
北海道	森町	森町教育委員会学校教育課学校教育係	01374-3-3640	lgwan-edu-gakko@town.hokkaido-mori.lg.jp	http://www.town.hokkaido-mori.lg.jp/docs/2014091000670/		○	○	○	○		○	○					○					○		
北海道	八雲町	八雲町教育委員会学校教育課総務係	0137-63-3131	gakkyo@town.yakumo.lg.jp	https://www.town.yakumo.lg.jp/soshiki/gakkyo/content1000.html		○			○		○	○					○				○			
北海道	長万部町	教育委員会事務局	01377-2-2748	kyoi1@town.oshamambe.lg.jp				○			○		○					○				○			
北海道	江差町	江差町教育委員会　学校教育課学校教育係	0139-52-1059	e-gakkyou@town.hiyama-esashi.lg.jp	https://www.hokkaido-esashi.jp/		○		○			○	○					○	年に一度は必ず、就学援助に関する概要を示した文書を学校経由で配布している。	○					
北海道	上ノ国町	上ノ国町教育委員会　学校教育グループ	0139-55-2230	takashi.shinya@town.kaminokuni.lg.j						○	○	○	○					○				○			
北海道	厚沢部町	厚沢部町教育委員会事務局学校教育係	0139-64-3318	kyoui-gakkou@town.assabu.lg.jp	http://www.town.assabu.lg.jp/index.php		○					○	○					○				○			
北海道	乙部町	乙部町教育委員会　総務学校教育係	0139-62-2253	kanri@town.otobe.lg.jp	http://www.town.otobe.lg.jp/section/kyoui/e0taal000000007t0.html#s4		○			○	○	○	○					○		○					
北海道	奥尻町	教育委員会学校教育係	01397-2-3890	oku-gakkyo@town.okushiri.lg.jp								○	○					○		○					
北海道	今金町	今金町教育委員会事務局学校教育グループ	0137-82-3488		http://www.town.imakane.lg.jp/edu/		○	○			○	○	○					○					○		
北海道	せたな町	せたな町教育委員会事務局学校教育係	0137-84-5111		http://www.town.setana.lg.jp/				○			○	○					○	援助対象となる年間所得の目安額を記載、申請書の記入例を申込書裏面に印刷、児童扶養手当の申請者へ就学援助制度説明			○	○		
北海道	島牧村	島牧村教育委員会学務管理係	0136-75-6273	gakkou@vill.shimamaki.lg.jp	http://www.shimamaki.lg.jp/				○				○		○	毎年２月下旬～３月上旬に学校を通じて、全保護者及び就学児保護者へ書面で通知		○				○		○	就学児保護者については郵送で申請書を配布
北海道	寿都町	寿都町教育委員会総務管理係	0136-62-2100	kyouiku@town.suttu.lg.jp	http://town.town.suttu.lg.jp				○		○	○	○					○	目につきやすいタイトルにし、援助対象となる年間所得を記載してい			○			
北海道	黒松内町	黒松内町教育委員会　総務・生涯学習グループ	0136-72-3160	gakkou@town.kuromatsunai.lg.jp							○	○	○					○				○	○		
北海道	蘭越町	教育委員会学務課	0136-57-5111	gakkoukyouiku@town.rankoshi.lg.jp					○	○	○	○	○					○		○					
北海道	ニセコ町	ニセコ町教育委員会学校教育課	0136-44-2101	kyouiku@town.niseko.lg.jp								○	○					○		○					
北海道	真狩村	教育委員会学校教育係	0136-45-3336	g-kyouiku@vill.makkari.lg.jp								○	○					○		○	○				
北海道	留寿都村	留寿都村教育委員会　学校教育係	0136-46-3321	s-kyoui@vill.rusutsu.lg.jp	http://www.vill.rusutsu.lg.jp/		○	○		○	○	○	○					○				○			
北海道	喜茂別町	喜茂別町教育委員会 学校教育係	0136-33-2203	kyouiku@town.kimobetsu.lg.jp					○			○	○					○		○	○				
北海道	京極町	学務課　総務学校教育係	0136-42-2700	gakumu@town.kyogoku.lg.jp					○	○	○	○	○					○				○			
北海道	倶知安町	学校教育課　学校教育係	0136-56-8018	gakkou-soumu@town.kutchan.lg.jp	http://www.town.kutchan.hokkaido.jp/							○	○					○				○			
北海道	共和町	管理課学校教育係	0135-73-2011		https://town.kyowa.hokkaido.jp/kurashi/tetsuduki/youhogo_junyou.html				○			○	○					○				○			
北海道	岩内町	教育委員会教育課	0135-67-7099	kyoiku@town.iwanai.lg.jp	http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/		○		○			○	○					○		○		○	○		

①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1．就学援助制度の周知方法														2．就学援助の申請方法					
							（１）就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									（２）ケの内容	（３）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施		（４）就学援助制度周知の工夫	（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）					（２）オの内容
							ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他→（２）		ア．教職員向け説明会を実施している	イ．教職員向け説明会を実施していない		ア．学校から希望者に申請書を配布	イ．教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ．学校から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．その他→（２）	
北海道	泊村	管理課学校教育係	0135-75-2311	kyoiku@vill.hokkaido-tomari.lg.jp	http://www.vill.tomari.hokkaido.jp/						○	○	○					○		○						
北海道	神恵内村	教育委員会総務係	0135-76-5011	kyouiku-2@vill.kamoenai.hokkaido.jp				○				○	○					○				○				
北海道	積丹町	教育委員会学校教育課	0135-44-2115	kyouiku@town.shakotan.lg.jp									○		○	新入生の保護者へ案内文書を送付		○				○				
北海道	古平町	教育委員会管理係	0135-42-2590	kyouiku.sct@town.furubira.lg.jp							○	○	○					○			○	○				
北海道	仁木町	仁木町教育委員会　総務学校教育係	01335-32-3621	kyouiku02-niki@town.niki.hokkaido.jp	http://www.town.niki.hokkaido.jp							○	○					○				○				
北海道	余市町	余市町教育委員会学校教育課学校教育係	0135-21-2138	kyouiku.m@town.yoichi.hokkaido.jp	https://www.town.yoichi.hokkaido.jp/kurashi/kurashinojouhou/kyouiku-bunka/syugakuenjohiseido.html		○		○			○	○					○			○	○				
北海道	赤井川村	教育委員会　学校教育係	0135-34-6211	kyouiku5@vill.akaigawa.lg.jp						○			○					○				○				
北海道	南幌町	生涯学習課　学校教育グループ	011-378-6620	g-gakkou@town.nanporo.lg.jp	http://www.town.nanporo.hokkaido.jp/kyouiku/kyouikuiinkai/		○	○				○	○					○				○				
北海道	奈井江町	教育委員会　教育支援係	0125-65-5381	kyouikushien@town.naie.lg.	http://www.town.naie.hokkaido.jp/bunka/kyoiku/josei/		○	○	○		○							○			○					
北海道	上砂川町	上砂川町教育委員会学務係	0125-62-2881	kamisuna-kyoui@town.kamisunagawa.lg.jp	http://town.kamisunagawa.hokkaido.jp/			○		○		○	○		○	認定家庭に対し、来年度申し込み受け付け開始に合わせて直接案内文書を送付し、更新を呼びかけている。		○	転入者には制度について説明し、資料を渡す。毎年学校を通じて全家庭に案内文書を配布している。		○					
北海道	由仁町	教育課総務・学校教育担当	0123-83-3904	kyoikuka@town.yuni.lg.jp	http://www.town.yuni.lg.jp/				○		○		○					○						○		
北海道	長沼町	長沼町教育委員会学校教育課学務係	0123-76-8026	kyouiku@ad.maoi-net.jp	http://www.maoi-net.jp		○					○	○					○				○				
北海道	栗山町	栗山町教育委員会学校教育グループ	0123-72-1117	gakkoukyouiku-g@town.kuriyama.lg.jp	http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/		○	○				○	○		○	就学時健康診断案内の書類とともに配付		○				○				
北海道	月形町	月形町教育委員会学務係	0126-53-3443	gakumu@town.tsukigata.lg.jp	http://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/3133.htm								○		○	新入学生の保護者全員に対し、入学前に書類を送付している		○				○				
北海道	浦臼町	教育委員会事務局　学務係	0125-68-2166	gakumu@town.urausu.lg.jp	http://www.town.urausu.hokkaidolg.jp/		○		○				○					○				○				
北海道	新十津川町	新十津川町教育委員会事務局学校教育グループ	0125-76-4233	kyoikuiinkai@town.shintotsukawa.lg.jp	http://www.town.shintotsukawa.lg.jp				○			○	○					○						○		
北海道	妹背牛町	妹背牛町教育委員会　教育課学校教育グループ	0164-32-2525	kyoikuiinkai@town.moseushi.lg.jp	http://www.town.moseushi.hokkaido.jp/			○		○	○		○					○			○	○				
北海道	秩父別町	秩父別町教育委員会　教育グループ	0164-33-2555	kyouikuiinkai@chippubetsu.jp	http://www.town.chippubetsu.hokkaido.jp/	https://www.facebook.com/chippubetsutown/	○				○	○	○					○				○				
北海道	雨竜町	雨竜町教育委員会 教育課教育担当	0125-77-2322	kyouiku@town.uryu.hokkaido.jp	http://www.town.uryu.hokkaido.jp/soshiki/kyouiku/syugakuenjo.html		○				○	○	○					○				○				
北海道	北竜町	北竜町教育委員会総務学校教育係	0164-34-2553	hokuryu.kyoiku@soleil.ocn.ne.jp	http://www.town.hokuryu.hokkaido.jp/						○		○					○				○				
北海道	沼田町	教育委員会	0164-35-2132	kyoiku@town.numata.lg.jp	http://blog.canpan.info/numakyoui/				○		○	○	○					○								
北海道	鷹栖町	教育課総務係	0166-87-2028	kyouiku1@town.takasu.lg.jp	http://www.takasu.hokkaido.jp	https://www.facebook.com/town.takasu		○				○	○					○	SNS（facebook）での周知			○				
北海道	東神楽町	東神楽町教育委員会教育推進課	0166-83-5406	kyoiku@town.higashikagura.lg.jp							○		○					○				○				
北海道	当麻町	教育委員会	0166-84-2111	kyo-	http://www.town.tohma.hokkaido.jp/						○	○	○					○	転入者には必ず就学援助制度を説明している。			○				
北海道	比布町	生涯学習課	0166-85-2262	kyouiku@town.pippu.hokkaido.jp				○	○		○	○	○					○			○			○		
北海道	愛別町	教育委員会　総務・学校教育係	01658-6-5115	kyouikuiinkai@town.aibetsu.lg.jp	http://www.town.aibetsu.hokkaido.jp/				○		○	○	○					○				○				
北海道	上川町	上川町教育委員会学校教育グループ	01658-2-2371	gakkou@town.hokkaido-kamikawa.lg.jp	http://www.town.hokkaido-kamikawa.lg.jp/			○			○		○					○				○				
北海道	東川町	教育委員会　学校教育課　教育推進室	0166-82-2111	kyouiku@town.higashikawa.lg.jp	http://higashikawa-edu.jp/						○	○	○					○	離婚して母子家庭となった家庭や、小中学生を持つ世帯の転入があれば、その情報を戸籍係より情報共有を受け、また児童扶養手当の受給状況について福祉部局より情報提供を受け、周知不足による支給漏れを無くすように努めている。			○				
北海道	美瑛町	美瑛町教育委員会	0166-92-4342	kyouiku_kanri@town.biei.hokkaido.jp	https://www.town.biei.hokkaido.jp/		○		○			○	○					○	援助対象となる年間所得の目安額等を記載,各費目の援助額や年間総援助額の記載			○				
北海道	上富良野町	上富良野町教育委員会教育振興課学校教育班	0167-45-6699	ga-kyo-2@town.kamifurano.lg.jp	http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp		○	○	○			○	○					○		○						
北海道	中富良野町	教育課	0167-44-2204	kyouiku-soumu@town.nakafurano.lg.jp	http://www.town.nakafurano.lg.jp/		○		○	○	○	○	○					○	援助対象となる年間所得の目安額等を記載，各費目の援助額や年間総援助額の記載	○	○					
北海道	南富良野町	教育委員会	0167-52-2145	kyoigakkyo@town.minamifurano.hokkaido.jp				○				○	○					○				○				
北海道	占冠村	教育委員会　学校教育担当	0167-56-2182	kyoiku-gaku@vill.shimukappu.lg.jp	http://cms.vill.shimukappu.lg.jp							○	○					○				○				
北海道	和寒町	和寒町教育委員会	0165-32-2477	ga-kyouiku@town.wassamu.lg.jp	http://www.town.wassamu.hokkaido.jp/school-board/		○				○		○					○				○				
北海道	剣淵町	教育課学校教育グループ	0165-26-9025	gakkyou@town.kembuchi.lg.jp	https://www.town.kembuchi.hokkaido.jp/		○			○	○	○	○		○	自治会回覧で周知		○	町ホームページに掲載		○					
北海道	下川町	下川町教育委員会　教育課総務グループ	01655-4-2511	s-kyouiku@town.shimokawa.hokkaido.	https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp				○			○	○					○				○				
北海道	美深町	教育員会教育グループ学校教育係	01656-2-1744	g -kyouiku@town.bifuka.lg.jp	http://www.town.bi f uka.hokkaido.jp/			○			○		○		○	美深町防災端末にて周知		○			○					
北海道	音威子府村	音威子府村教育委員会学校教育係	01656-5-3356	kyouiku@vill.otoneppu.hokkaido.jp								○	○					○				○				
北海道	中川町	中川町教育委員会	01656-7-2877	nakagawa2877@comet.ocn.ne.jp					○			○	○		○	各学校に対して制度を書面で周知		○				○				
北海道	幌加内町	教育委員会学務課学校教育係	0165-35-2177	kashiwabara.jyun@town.horokanai.hokkaido.jp							○	○	○					○	援助対象となる年間所得の目安額等を記載	○						
北海道	増毛町	教育委員会　総務学校課	0164-53-2427	kyouiku-gakkou@town.mashike.lg.jp					○	○		○	○					○		○						
北海道	小平町	小平町教育委員会　管理課	0164-56-2111	kenmochi.yoichi@town.obira.lg.jp	http://www.town.obira.hokkaido.jp/		○		○		○	○	○					○				○				
北海道	苫前町	苫前町教育委員会　管理課	0164-64-2384	kanri@town.tomamae.lg.jp	http://www.town.tomamae.lg.jp		○			○	○	○	○					○		○						
北海道	羽幌町	羽幌町教育委員会学校管理課学校教育係	0164-68-7010	gakkou@town.haboro.lg.jp	http://www.toun.hadoro.jp		○		○				○					○				○				
北海道	初山別村	初山別村教育委員会学校教育係	0164-67-2136	kyoui.gakkyou@vill.shosanbetsu.lg.jp						○	○	○	○					○		○	○					
北海道	遠別町	教育委員会事務局　学校教育係	01632-7-2353	k.soumu@town.embetsu.lg.jp	http://www.town.embetsu.hokkaido.jp/							○	○		○	民生児童委員に就学支援制度資料を配布し説明		○							○	教育委員会から各学校を通じて保護者へ申請書を配付。
北海道	天塩町	総務管理係	01632-2-1026	kyouiku@teshiotown.com	http://www.teshiotown.hokkaido.jp/		○		○	○	○	○	○	○				○		○						
北海道	猿払村	教育委員会学校教育係	01635-2-3011	postmaster@vill.sarufutsu.hokkaido.jp	http://www.vill.sarufutsu.hokkaido.jp/					○		○	○					○	全保護者への配布し、案内文書に収入基準(モデルケース)を掲載	○						
北海道	浜頓別町	浜頓別町教育委員会　総務学校係	01634-2-2525	gakkou@mail.town.hamatonbetsu.hokkaido.jp								○	○					○		○		○				
北海道	中頓別町	中頓別町教育委員会	01634-6-1111	n-kyo45@town.nakatombetsu.lg.jp							○		○					○				○				
北海道	枝幸町	教育委員会学校教育グループ	0163-62-1364	moritenshiro@esashi.jp	https://www.esashi.jp							○	○					○		○						

①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																		
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1．就学援助制度の周知方法													2．就学援助の申請方法					
							（１）就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									（２）ケの内容	（３）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施		（４）就学援助制度周知の工夫	（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）					（２）オの内容
							ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他→（２）		ア．教職員向け説明会を実施している	イ．教職員向け説明会を実施していない		ア．学校から希望者に申請書を配布	イ．教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ．学校から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．その他→（２）	
北海道	豊富町	総務学校係	0162-82-1355	kyouikuiinnkai@town.toyotomi.hokkaido.jp				○		○		○	○					○		○					
北海道	礼文町	礼文町教育委員会　学校管理係	0163-86-2119	gakkan@town.rebun.hokkaido.jp	http://www.town.rebun.hokkaido.jp/kyouiku/				○				○					○				○			
北海道	利尻町	利尻町教育委員会　管理係	0163-84-2445	kanri@town.rishiri.hokkaido.jp	http://www.town.rishiri.hokkaido.jp/					○	○	○	○					○		○					
北海道	利尻富士町	利尻富士町教育委員会　企画管理係	0163-82-1370	kyoui-kikakukanri@town.rishirifuji.hokkaido.jp	http://www.town.rishirifuji.hokkaido.jp		○						○		○	毎年５月頃、各学校をとおして書面で周知		○				○			
北海道	幌延町	教育委員会　総務学校グループ	01632-5-1117	sogaku@town.horonobe.lg.jp	http://www.town.horonobe.hokkaido.jp		○		○	○	○	○	○					○		○					
北海道	美幌町	美幌町教育委員会学校教育グループ学校教育担当	0152-73-1111（内線305）	kyouikut@town.bihoro.hokkaido.jp	http://www.town.bihoro.hokkaido.jp/docs/2016091300057/		○	○	○	○	○	○	○					○	・目につきやすいレイアウトやイラストの挿入、援助対象となる年間収入の目安額を記載 ・離婚や死別でひとり親となった世帯には役場への届出の際に説明し申請を勧める ・前年度認定されていたが当該年度未申請の世帯に対して申請を促す文書と申請書を送付する	○	○			○	入学準備金の早期支給にあたり、就学通知に案内文書と申請書を同封して小中学校入学予定者全員に配布
北海道	津別町	生涯学習課学校教育	0152-76-2151		http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/index.html		○			○	○	○	○					○		○	○				
北海道	斜里町	斜里町教育委員会　生涯学習課学校教育係	0152-23-3131	shk.gakkou@town.shari.lg.jp	https://www.town.shari.hokkaido.jp/kyouikuiinkai/catetemp2-2/2011-0805-1334-63-syuugakuennjyo.html		○	○				○	○					○			○	○	○		
北海道	清里町	生涯学習課学校教育グループ	0152-25-2139	g-kyouiku@toun.kiyosato.lg.jp	https://www.town.kiyosato.hokkaido.jp/	facebook、instagram	○	○			○	○	○					○		○					
北海道	小清水町	生涯学習課学校教育係	0152-62-2310	k-gakukyomgr@town.koshimizu.hokkaido.jp	http://www.town.koshimizu.hokkaido.jp/education/		○	○	○		○		○					○				○			
北海道	訓子府町	訓子府町教育委員会　管理課	0157-47-2122	kanri@town.kunneppu.hokkaido.jp	http://www.town.kunneppu.hokkaido.jp			○					○		○	・新小学１年生（こども園年長）には、毎年度の入学前の１２月にこども園を通じて就学援助制度の書類を配付。また、こども園未就園児については、自宅に送付している。 ・新中学１年生（小学６年生）には、毎年度の入学前の１２月に小学校を通じて就学援助制度の書類を配付		○	・広報の周知、各学校・こども園から各家庭へのチラシ配布、申請期間拡大を継続している。 ・転入者への制度説明をしている。		○				
北海道	置戸町	置戸町教育委員会　学校教育課	0157-52-3316	gkyouiku@town.oketo.hokkaido.jp	http://www.town.oketo.hokkaido.jp		○	○		○	○	○	○					○			○				
北海道	佐呂間町	佐呂間町教育委員会管理課学校教育係	01587-2-1294	kyoui@town.saroma.hokkaido.jp	https://www.town.saroma.hokkaido.jp/		○		○	○	○	○	○					○		○	○				
北海道	遠軽町	教育部総務課	0158-42-2191	gakkyo@engaru.jp	http://engaru.jp/							○	○					○		○					
北海道	湧別町	湧別町教育委員会教育総務課学校教育グループ	01586-5-3143	kyoikusomu@town.yubetsu.lg.jp	http://www.town.yubetsu.lg.jp/			○					○		○	就学時健康診断の案内に就学援助制度の案内を合わせて配布		○	全体の字を大きくするほか、重要箇所の字体を変えたり太字にするなど強調している。	○	○				
北海道	滝上町	滝上町教育委員会生涯教育課総務学校教育係	0158-29-2111	gakkou@town.takinoue.hokkaido.jp	http://www.town.takinoue.hokkaido.jp/		○	○				○	○					○	援助対象となる年間所得の目安を記載、対象となる援助項目の記載			○				
北海道	興部町	管理課総務学校係	0158-82-2552	okp-k.kanri@town.okoppe.lg.jp	https://www.town.okoppe.lg.jp/cms/							○	○					○				○			
北海道	西興部村	西興部村教育委員会	0158-87-2501	ni.gakkoukyouiku@vill.nishiokoppe.lg.jp	https://www.vill.nishiokoppe.lg.jp/section/kyouiku/feeuub0000002kie.html?cat2=oucsq30000002b7t&cat3=gyousei06s2		○			○		○	○					○			○				
北海道	雄武町	雄武町教育委員会教育振興課教育総務係	0158-84-4240	kyo_soumu@town.oumu.lg.jp	http://www1.town.oumu.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/a162RG00000535.html		○			○	○	○	○					○	援助対象となる年間所得の目安学等を記載している。			○				
北海道	大空町	大空町教育委員会生涯学習課学校教育グループ	0152-66-2805									○	○					○			○				
北海道	豊浦町	生涯学習課学校教育係	0142-83-3954	gakkou@town.hokkaido-toyoura.lg.jp	http://www.town.toyoura.hokkaido.jp/hotnews/detail/00003258.html		○					○	○		○	町立小学校入学予定者には個別で案内を郵送している。		○				○			
北海道	壮瞥町	生涯学習課	0142-66-2131	gakko@town.sobetsu.lg.jp	http://www.town.sobetsu.hokkaido.jp/						○	○	○					○				○		○	教育委員会から、次年度就学予定全児童（未就学児童）の保護者に申請書を
北海道	白老町	学校教育課学校教育グループ	0144-85-2022	gakkou@town.shiraoi.hokkaido.jp	http://www.town.shiraoi.hokkaido.jp/		○		○	○	○	○	○					○	スクールソーシャルワーカーや給食費徴収担当者より生活状況等を把握し制度を周知	○		○			
北海道	厚真町	厚真町教育委員会生涯学習課学校教育グループ	0145-27-2494	kyouiku@town.atsuma.lg.jp	http://www.town.atsuma.lg.jp		○	○				○	○		○	町民向け行政サービス案内冊子、子育て支援用サービス案内冊子		○				○			
北海道	洞爺湖町	教育委員会管理課学校教育グループ	0142-74-3009	ky_gakkou@town.toyako.lg.jp	http://www.town.toyako.hokkaido.jp/		○				○	○	○		○	学校入学説明会及び学校を通じて周知を図っている。		○	年間所得の目安額、援助の種類、対象要件を記載			○	○		
北海道	安平町	教育委員会　学校教育グループ	0145-29-7036	gk-kyouiku@town.abira.lg.jp	http://www.town.abira.lg.jp/kurashi/kurashi-guide/kyouiku		○				○	○	○					○	援助対象となる年間所得の目安額等を記載	○	○			○	新入学児童・生徒については、入学通知書に同封。
北海道	むかわ町	むかわ町教育委員会生涯学習課学校教育G	0145-42-2484	gkyouiku@town.mukawa.lg.jp	http://www.town.mukawa.lg.jp/4113.htm				○		○	○	○					○		○	○				
北海道	日高町	日高町教育委員会管理課総務・学校教育グルー	01456-2-3721	kanrika@town.hidaka.hokkaido.jp						○	○	○	○					○				○			
北海道	平取町	生涯学習課　学校教育係	01457-2-2619	gakkyou2619@town.biratori.lg.jp	http://www.town.biratori.hokkaido.jp/kyouiku/gakkou_kyouiku/					○	○	○	○					○				○			
北海道	新冠町	教育委員会管理課	0146-47-2547	kanrika@niikappu.jp	https://www.niikappu.jp/				○			○	○					○				○			
北海道	浦河町	教育委員会管理課	0146-26-9020	kyoikukanri@town.urakawa.hokkaido.jp	https://www.town.urakawa.hokkaido.jp/kurashi/kosodate/kyouiku/shugakuenjo.html		○	○	○		○	○	○					○	援助対象となる年間所得の目安額等を記載，各費目の援助額や年間総援助額の記載			○				
北海道	様似町	様似町教育委員会　生涯学習課　学校教育係	0146-36-2521	samani-e@cello.ocn.ne.jp					○						○	町教委において全保護者へ郵送で案内。（進級及び新入学前）	○						○		
北海道	えりも町	学校教育課学校教育係	01466-2-2525	erimo.kyouiku@educ.erimo.hokkaido.jp	http://www.town.erimo.lg.jp/					○	○	○	○					○						○	教育委員会で全児童生徒分の案内文及び申請書を用意し、学校に配布を依
北海道	新ひだか町	教育部管理課	0146-49-0088	shizunai-boe-kanri@bridge.ocn.ne.jp	http://shinhidaka-hokkai.jp/					○	○	○	○					○						○	通常分は、学校から保護者に申請書を配布、新入学準備金の新小学１年生入学前支給分は、教育委員会から保護者
北海道	音更町	教育委員会学校教育課学校教育係	0155-42-2111	gakkyou@town.otofuke.hokkaido.jp	http://www.town.otofuke.hokkaido.jp/life/mainichi-seikatu/kodomo/syugaku-enjo.html		○	○		○	○		○		○	全世帯へ郵送		○	全児童生徒の保護者へ案内文を郵送し、その案内文には援助対象となる年間所得の目安額等を記載することや，転入者には窓口で就学援助制度の案内文を配布している。		○					
北海道	士幌町	教育課学校教育グループ	01564-5-4732	kanri@shihoro.jp	http://www.shihoro.jp/							○	○		○	町のHP、広報紙で周知		○						○	各学校で制度案内を配付後，希望者に教育委員会から申請書を配布
北海道	上士幌町	教育推進課	01564-2-3014	kyouikusuishinka@town.kamishihoro.hokkaido.jp	http://www.kamishihoro.jp/		○	○			○		○					○	援助対象となる年間所得の目安額等を記載，各費目の援助額や年間総援助額の記載，転入者には必ず就学援助制度を説明している。			○				

①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	１，就学援助制度の周知方法															２，就学援助の申請方法					
							（１）就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									（２）ケの内容	（３）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施		（４）就学援助制度周知の工夫	（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）					（２）オの内容
							ア，教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ，自治体の広報誌等に制度を記載	ウ，就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ，就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ，学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ，入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ，毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク，民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ，その他→（２）		ア，教職員向け説明会を実施している	イ，教職員向け説明会を実施していない		ア，学校から希望者に申請書を配布	イ，教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ，学校から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ，教育委員会から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ，その他→（２）	
北海道	鹿追町	学校教育係	0156-66-2646	gakkyou@town.shikaoi.lg.jp	https://www.town.shikaoi.lg.jp/kurashi/kyoiku_ikuji/school/kyoiku_enjo/shugaku_enjo/		○						○		○	就学時健診の際に、教育委員会で就学援助制度の書類を配布		○	援助対象となる年間所得の目安額等を記載			○			
北海道	新得町	新得町教育委員会学校教育課総務係	0156-64-0531	gakusoumu@town.shintoku.lg.jp	https://www.shintoku-town.jp/		○	○		○	○	○	○		○	１月末に学校を通じて在校生に制度に関する書類及び申請書を配布		○				○			
北海道	清水町	清水町教育委員会学校教育課学校教育係	0156-62-5138	gkyoiku@town.shimizu.hokkaido.jp	http://www.town.shimizu.hokkaido.jp/	https://www.facebook.com/北海道清水町-255336127874890/			○		○		○					○				○			
北海道	芽室町	学校教育課学校教育係	0155-62-9729	k-gakkyou@memuro.net	http://www.memuro.net/gaido/15guide/15101.htm		○	○	○	○		○	○					○	・対象となるかどうかを「はい」「いいえ」で選ぶチャート方式を採用。			○			
北海道	中札内村	教育グループ	0155-67-2929	k-kyouiku@vill.nakasatsunai.lg.jp	http://www.vill.nakasatsunai.hokkaido.jp/kyouikujosei/youhogo.html		○	○			○	○	○					○			○	○			
北海道	更別村	更別村教育委員会	0155-52-3171	kyoui@vill.sarabetsu.lg.jp / kyoui@sarabetsu.jp	http://www.sarabetsu.jp							○	○		○	昨年度、該当していた家庭には別途通知文を発送		○	・各家庭に学校を通じて案内の文書が行き届くようにしている。 ・援助対象の目安となる所得額を記載している。 ・転入者に必ず窓口で周知している。		○				
北海道	大樹町	学校教育課	01558-6-2130	kanri-kakari-gakkou@town.taiki.hokkaido.jp	http://www.town.taiki.hokkaido.jp/		○				○		○	○				○				○			
北海道	広尾町	広尾町教育委員会管理課学校教育係	01558-2-0186	k-gakko@town.hiroo.lg.jp	http://www.town.hiroo.hokkaido.jp/choumin/koksodate/syuugakuenjyo.html		○	○				○	○					○				○			
北海道	幕別町	教育委員会教育部学校教育課	0155-54-2006	gakkokyoikukakari@town.makubetsu.lg.jp	https://www.town.makubetsu.lg.jp/kyouiku/gakkyou/syoutyuugakkou/syugakuenjo.html		○	○	○		○	○	○					○				○			
北海道	池田町	教育課　学校教育係	015-572-5222	kyouiku@town.hokkaido-ikeda.lg.jp				○			○		○					○			○				
北海道	豊頃町	豊頃町教育委員会教育課学校教育係	015-579-5801	gakkyo@toyokoro.jp					○	○			○					○				○			
北海道	本別町	教育委員会管理課学校教育担当	0156-22-2331	gakouky@town.honbetsu.hokkaido.jp	https://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/			○	○			○	○					○	申請書に前年度の各費目の援助額を記載、また転入者には手続きの際に申請書と制度について説明をしている。その他に昨年認定者で申請書が出てきていない保護者には確認の意味も含めて、再度申請書を配			○			
北海道	足寄町	足寄町教育委員会教育総務室教育支援担当	0156-25-3188	ksoumu@town.ashoro.lg.jp	http://www.town.ashoro.hokkaido.jp/ki/		○		○			○	○					○	援助対象となる年間所得の目安額等を記載している。			○			
北海道	陸別町	陸別町教育委員会　管理担当	0156-27-2123	kanri@rikubetsu.jp	https://www.rikubetsu.jp/		○					○	○					○				○			
北海道	浦幌町	浦幌町教育委員会　学校教育係	015-576-2117	kanri@urahoro.jp	https://www.urahoro.jp/soshiki_shigoto/kyoikuiinkai/gakkokyoiku/shugakuenzyoseido.html		○	○			○	○	○		○	児童扶養手当等の申請があった場合、就学援助精度について個別に周知		○	毎年、就学援助のお知らせと申請書をセットにして、在校生及び新小学１年生に配布。			○		○	町のホームページ・広報誌に掲載。新入学児童については、入学対象者全員に教育委員会から申請書を配布。
北海道	釧路町	釧路町教育委員会　教育部管理課学校教育係	0154-62-2215	kanri_gakko@town.kushiro.lg.jp	http://www.town.kushiro.lg.jp/		○	○				○	○		○	○小学校入学前に教育委員会より就学援助制度の書類を送付		○	援助対象となる年間所得の目安額等を記載、各費目の援助額を記載	○					
北海道	厚岸町	厚岸町教育委員会　管理課	0153-52-3131	kyoui-gakkou@town.akkeshi.lg.jp	http://edu.town.akkeshi.hokkaido.jp/sinsei/gakkou_s/syuugakuenjo/		○	○	○			○	○					○	学校を通して配布する保護者宛の制度についてのチラシは目に付きやすく、わかりやすい形で作成している。	○					
北海道	浜中町	浜中町教育委員会　管理課学校教育係	0153-62-2383	kyoui-gakkyo@town.hamanaka.lg.jp	https:///www.townhamanaka.jp/kurashi_kankyou/kyouiku/2018-1214-syuugakuennjo.html		○	○			○	○	○					○		○	○	○			
北海道	標茶町	標茶町教育委員会　管理課学校教育係	015-485-2111	kyoui@shibecha.ed.jp	http://www.town.shibecha.hokkaido.jp		○					○	○		○	就学時健康診断の際に教育委員会で就学援助制度の書類を配		○				○			
北海道	弟子屈町	弟子屈町教育委員会　管理課	015-482-2945	kyoiku@town.teshikaga.hokkaido.jp	http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/03kyoiku/25kyoiku/30kanrika/index.html		○	○	○	○	○	○	○					○		○		○			
北海道	鶴居村	鶴居村教育委員会　教育課	0154-64-2050								○	○	○					○		○	○				
北海道	白糠町	白糠町教育委員会　管理課学校教育係	01547-2-2171	gakkoukyouiku@town.shiranuka.lg.jp	http://www.town.shiranuka.lg.jp/section/kyoiku/kanri/h8v21a0000002vwk.html		○					○	○		○	入学通知書と同時に書類を配布し周知		○			○	○			
北海道	別海町	教育委員会学務課学校教育・適正化等担当	0153-75-2111	gakumu@betsukai.jp	https://betsukai.jp/			○		○	○	○	○					○	援助対象となる年間収入の目安額を記載	○					
北海道	中標津町	教育委員会学校教育課学務係	0153-73-3111		http://www.nakashibetsu.jp/kyouiku_iinkai/gakko_kyouiku/soudan_seido/gakuhi_enjo/		○	○	○		○		○					○	・援助対象となる年間所得の目安額を記載 ・転入者には必ず就学援助制度を説明している	○	○		○	○	前年度認定された世帯へ郵送により申請書を送付
北海道	標津町	教育委員会管理課	0153-82-3110	goda_masaki@town.shibetsu.lg.jp	https://www.shibetsutown.jp/		○	○		○	○	○	○					○	援助対象となる年間所得の目安額等を記載、各学年ごとの各費目の援助額や援助時期を記載している。	○	○				
北海道	羅臼町	羅臼町教育委員会学務課	0153-87-2129	minato.keisuke@rausu-town.jp	https://www.rausu-town.jp/			○	○		○	○	○					○				○			

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ　平成３１（令和元）年度準要保護認定基準																							Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（２）ソ，タ，チを選択した場合	（３）ツを選択した場合	（４）テの内容	（５）補足事項	（１）平成30年度	（２）令和元年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．Ｐ・Ｔ・Ａ会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，扶養者が悪い者または学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）→（２）係数	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照しての額を定めているもの）→（２）係数	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの→（２）係数	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの→（３）係数および目安額	テ．その他→（４）	生活保護基準額等に掛ける係数（倍率） 倍	市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率） 倍				
179	179	133	133	130	123	126	132	94	73	116	121	82	76	89	97	109	41	18	1	20	168	1	20	12		
北海道	札幌市	○	○	○			○			○					○		○				1.1			・倍率：一般限度額（借家）は1.10倍、特別限度額（住宅所有）の場合は1.05倍 ・課税所得等の分類：給与収入（税引き前）を使用。ただし自営業等の事業所得がある世帯については所得額を用いる。	20%未満	20%未満
北海道	函館市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1.3		被災者，保護者離職など教育委員会が特に援助が必要と認めるもの		35%未満	35%未満
北海道	小樽市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3				30%未満	30%未満
北海道	旭川市	○	○	○												○				○	1.28		失職，離職，病気で働けない，事業を廃業した等の理由で収入が大幅に減少し，平成31（令和元）年中の世帯の総収入額が本市の定める計算方法で基準額以下となる場合（申請受付期間は７～11月）	給与収入（支払金額）	25%未満	25%未満
北海道	室蘭市															○					1.3				20%未満	20%未満
北海道	釧路市															○					1.2				30%未満	30%未満
北海道	帯広市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3			以下の①～④のいずれかの条件にあてはまる場合は、係数を1.5未満とし、基準以下であれば、認定している。 ①災害により財産等に損害を受けた世帯 ②世帯の生計を主として維持する者が、長期療養中で現在失業中である世帯 ③世帯の生計を主として維持する者が、勤務していた会社・商店等の倒産により現在失業中である世帯 ④世帯の生計を主として維持する者の勤務先からの賃金が不払いとなっている世帯	25%未満	25%未満
北海道	北見市	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○					1.29				25%未満	25%未満
北海道	夕張市															○					1.1				20%未満	20%未満
北海道	岩見沢市															○					1.25				20%未満	15%未満
北海道	網走市	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○				○	1.3		経済的理由により、学用品等の購入が困難なもの		25%未満	25%未満
北海道	留萌市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3				25%未満	20%未満
北海道	苫小牧市															○					1.3				20%未満	20%未満
北海道	稚内市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				20%未満	15%未満
北海道	美唄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.15			給与収入（税引き前）　5年前の年度	25%未満	25%未満
北海道	芦別市	○														○					1.3				20%未満	15%未満
北海道	江別市		○	○	○	○				○	○					○					1.2				20%未満	20%未満
北海道	赤平市						○									○					1.5				30%未満	30%未満
北海道	紋別市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				30%未満	30%未満
北海道	士別市	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3				20%未満	20%未満
北海道	名寄市															○					1.3				15%未満	20%未満
北海道	三笠市	○	○	○	○	○											○				1.3				30%未満	20%未満
北海道	根室市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.5				15%未満	15%未満
北海道	千歳市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.1				20%未満	20%未満
北海道	滝川市															○					1.3				20%未満	20%未満
北海道	砂川市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○					1.3				20%未満	15%未満
北海道	歌志内市	○	○	○	○	○	○			○	○			○		○				○	1.2		・生活更正資金の貸付、特別支援学級に在籍、砂川市ことばの教室に通級。		35%未満	35%未満
北海道	深川市															○					1.3				20%未満	15%未満
北海道	富良野市	○	○	○	○	○	○	○		○							○				1.3				25%未満	25%未満
北海道	登別市															○					1.3				25%未満	25%未満

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ　平成３１（令和元）年度準要保護認定基準																								Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（２）ソ，タ，チを選択した場合	（３）ツを選択した場合	（４）テの内容	（５）補足事項	（１）平成30年度	（２）令和元年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．Ｐ・Ｔ・Ａ会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，最多，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）→（２）係数	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）→（２）係数	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの→（２）係数	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの→（３）係数および目安額	テ．その他→（４）	生活保護基準額等に掛ける係数（倍率） 倍	市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率） 倍				
北海道	恵庭市																○				1.4				20%未満	20%未満
北海道	伊達市																○				1.3				20%未満	20%未満
北海道	北広島市																	○		○	1.3		「その他教育長が特に必要と認める者」として、次に掲げる要件全てを満たす者を対象としている。 (1)　世帯の構成員のいずれかが雇用保険に加入している職から失業した世帯又は病気、賃金カット等の事情により収入が前年と比較して３割以上減少すると見込まれる世帯。なお、この場合、前年との比較は、認定を受けようとする月の属する年の１月から１２月の収入(認定を受けようとする月が１月から３月までの場合は、その前年の１月から１２月の収入)の推計(以下「推計収入」という。)とその前年の確定した収入との比較とする。 (2)　推計収入が実施要綱第３条に規定する認定するための基準に満たないと認められる世帯。	小6、中3の子どもがいる生活保護世帯は要保護世帯として認定し、修学旅行費のみ支給する。	25%未満	25%未満
北海道	石狩市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○		1.4				母子加算額、基礎控除については、生活保護法の保護基準額を適用する。	25%未満	25%未満
北海道	北斗市																○			1.3					15%未満	20%未満
北海道	当別町	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			1.3					20%未満	20%未満
北海道	新篠津村	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				1.3				基準根拠について ・課税所得等の分類：前年収入（給与収入、公的年金収入、農業収入、雑収入などの合計額） ・基準額の時期：平成２４年１２月末日現在に適用されている保護基準	10%未満	10%未満
北海道	松前町															○				1.29					25%未満	25%未満
北海道	福島町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				1.3					20%未満	20%未満
北海道	知内町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3					15%未満	15%未満
北海道	木古内町															○				1.3					15%未満	15%未満
北海道	七飯町	○															○			1.3					20%未満	20%未満
北海道	鹿部町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3					10%未満	15%未満
北海道	森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			1.3					25%未満	40%未満
北海道	八雲町																○			1.3				平成30年4月時点の生活扶助基準額を参考としている	10%未満	10%未満
北海道	長万部町															○				1.3					10%未満	10%未満
北海道	江差町																○			1.1					25%未満	20%未満
北海道	上ノ国町																	○		1.1					20%未満	20%未満
北海道	厚沢部町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○				1.2					15%未満	20%未満
北海道	乙部町	○						○				○	○	○			○			1					25%未満	20%未満
北海道	奥尻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3					15%未満	10%未満
北海道	今金町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1					15%未満	10%未満
北海道	せたな町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.1					25%未満	20%未満
北海道	島牧村																○			1.35					15%未満	20%未満
北海道	寿都町																○			1.05					20%未満	20%未満
北海道	黒松内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		1					20%未満	20%未満
北海道	蘭越町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			1.3					10%未満	10%未満
北海道	ニセコ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		1.1					20%未満	20%未満
北海道	真狩村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		1.3					10%未満	10%未満
北海道	留寿都村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		1.3					15%未満	15%未満
北海道	喜茂別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				1.3					10%未満	10%未満
北海道	京極町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3					15%未満	10%未満
北海道	倶知安町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3					20%未満	20%未満
北海道	共和町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				1.3					15%未満	15%未満
北海道	岩内町	○	○	○	○	○	○				○			○		○				1.2					35%未満	35%未満

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ　平成３１（令和元）年度準要保護認定基準																								Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（２）ソ，タ，チを選択した場合	（３）ツを選択した場合	（４）テの内容	（５）補足事項	（１）平成30年度	（２）令和元年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，最多，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）→（２）係数	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）→（２）係数	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの→（２）係数	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの→（３）係数および目安額	テ．その他→（４）	生活保護基準額等に掛ける係数（倍率） 倍	市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率） 倍				
北海道	沼村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.2				20%未満	20%未満
北海道	神恵内村																○				1.3				25%未満	25%未満
北海道	積丹町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○					○			P・T・A会費、学級費等、学校納付金の減免を受けている者で生活状態が特に悪いと認められる者、世帯更生資金の貸付を受けている者		15%未満	20%未満
北海道	古平町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.2				40%未満	30%未満
北海道	仁木町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○			○			1.3				25%未満	20%未満
北海道	余市町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.1				30%未満	25%未満
北海道	赤井川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.2				15%未満	15%未満
北海道	南幌町		○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3				20%未満	25%未満
北海道	奈井江町															○					1.3				20%未満	20%未満
北海道	上砂川町															○					1.3				40%未満	35%未満
北海道	由仁町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				15%未満	20%未満
北海道	長沼町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				20%未満	20%未満
北海道	栗山町	○	○	○	○	○	○				○					○					1.3				30%未満	30%未満
北海道	月形町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				20%未満	20%未満
北海道	浦臼町	○	○	○	○	○	○	○			○			○		○					1.3				25%未満	25%未満
北海道	新十津川町																	○			1.3				20%未満	20%未満
北海道	妹背牛町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					1.3				15%未満	15%未満
北海道	秩父別町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○										15%未満	15%未満
北海道	雨竜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3				10%未満	10%未満
北海道	北竜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				5%未満	5%未満
北海道	沼田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.35				10%未満	5%未満
北海道	鷹栖町	○	○													○					1.2				20%未満	25%未満
北海道	東神楽町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.265				20%未満	20%未満
北海道	当麻町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					1.3				20%未満	20%未満
北海道	比布町	○	○	○			○										○				1.3				15%未満	15%未満
北海道	愛別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2				15%未満	20%未満
北海道	上川町														○			○			1.3				5%未満	10%未満
北海道	東川町	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○					○			世帯の前年の収入額と、生活保護基準に基づく年間生活需要額＋所得税額＋地方税額＋社会保険料の合計額との比較により判定		20%未満	20%未満
北海道	美瑛町															○					1.2				10%未満	10%未満
北海道	上富良野町															○				○	1.2		何らかの事情により当該年度の収入状況が前年度の収入と著しく異なり経済的に困窮していると認められる場合		15%未満	15%未満
北海道	中富良野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				15%未満	20%未満
北海道	南富良野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3				20%未満	15%未満
北海道	占冠村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				10%未満	15%未満
北海道	和寒町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				15%未満	15%未満
北海道	剣淵町	○	○		○	○	○	○		○	○					○				○	1.3		教育長が特別に認めた者		15%未満	5%未満
北海道	下川町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○					1.3				15%未満	15%未満
北海道	美深町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○		○				1				15%未満	10%未満
北海道	音威子府村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				15%未満	25%未満
北海道	中川町		○	○		○	○	○		○	○			○	○		○				1.3				10%未満	10%未満
北海道	幌加内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				15%未満	15%未満
北海道	増毛町																○				1.3				10%未満	5%未満
北海道	小平町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○			1.3				15%未満	10%未満
北海道	苫前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				15%未満	15%未満
北海道	羽幌町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1		上記の認定基準に該当しない者で、保護者の失業等により生活が困窮し、民生委員の意見に基づき教育長が特に援助が必要と認めた者		15%未満	15%未満
北海道	初山別村	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○				○		○	1.3		世帯更生貸付補助金による貸付		0%	0%
北海道	遠別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			民生児童委員による生活困窮状況の意見を参照。		15%未満	15%未満
北海道	天塩町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					1.3			生活保護基準額以内(ひとり親家庭世帯については、需要額の1.3倍としている)	15%未満	15%未満
北海道	猿払村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				5%未満	5%未満
北海道	浜頓別町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				10%未満	10%未満
北海道	中頓別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				20%未満	20%未満
北海道	枝幸町	○	○	○	○	○	○			○	○						○				1.3				15%未満	15%未満

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ　平成３１（令和元）年度準要保護認定基準																								Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（２）ソ，タ，チを選択した場合	（３）ツを選択した場合	（４）テの内容	（５）補足事項	（１）平成30年度	（２）令和元年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．Ｐ・Ｔ・Ａ会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，最多，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）→（２）係数	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）→（２）係数	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの→（２）係数	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの→（３）係数および目安額	テ．その他→（４）	生活保護基準額等に掛ける係数（倍率） 倍	市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率） 倍				
北海道	豊富町																	○			1.3				15%未満	15%未満
北海道	礼文町	○	○	○	○	○	○													○			・北海道社会福祉協議会による生活福祉資金の貸与 ・保護者（または家族）の失業 ・同一世帯における収入の合計が、生活保護法による最低生活費認定額より下まわること ・その他、経済的に困窮しており、就学に支障があると認められるもの		5%未満	5%未満
北海道	利尻町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○			○			1.3				10%未満	10%未満
北海道	利尻富士町	○	○				○					○		○			○				1.4				15%未満	15%未満
北海道	幌延町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				15%未満	15%未満
北海道	美幌町	○	○	○	○	○	○			○	○	○			○	○					1.3				15%未満	15%未満
北海道	津別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		その他特別の事情により生活が困窮している者		15%未満	20%未満
北海道	斜里町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.46				10%未満	10%未満
北海道	清里町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○										10%未満	10%未満
北海道	小清水町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										15%未満	15%未満
北海道	訓子府町															○					1.4				15%未満	20%未満
北海道	置戸町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				15%未満	20%未満
北海道	佐呂間町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.5				5%未満	5%未満
北海道	遠軽町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					1.5				15%未満	20%未満
北海道	湧別町	○	○	○	○	○	○	○	○							○				○	1.3		民生児童委員による生活困窮状況の意見を参照。		10%未満	10%未満
北海道	滝上町															○					1.2			平成25年度の生活保護基準見直し前の基準に係数をかけたもの	15%未満	20%未満
北海道	興部町															○					1.3			給与収入	20%未満	20%未満
北海道	西興部村	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○										25%未満	25%未満
北海道	雄武町	○	○	○		○	○			○	○				○		○				1.3				15%未満	15%未満
北海道	大空町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.2				10%未満	10%未満
北海道	豊浦町															○					1.3				25%未満	25%未満
北海道	壮瞥町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.1				35%未満	35%未満
北海道	白老町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3				30%未満	30%未満
北海道	厚真町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.5				20%未満	20%未満
北海道	洞爺湖町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					1.1				25%未満	25%未満
北海道	安平町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3				15%未満	20%未満
北海道	むかわ町		○				○									○					1.3				25%未満	25%未満
北海道	日高町																		○			1.2		４人家族の場合、3,259,200円未満	15%未満	15%未満
北海道	平取町																○				1.4				20%未満	20%未満
北海道	新冠町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3				20%未満	20%未満
北海道	浦河町	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3				20%未満	25%未満
北海道	様似町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										20%未満	15%未満
北海道	えりも町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										15%未満	15%未満
北海道	新ひだか町																○				1.3				20%未満	20%未満
北海道	音更町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.5		保護者が失業・倒産等により著しく収入状態が悪化している方。 長期療養・火災・交通事故等不慮の災害により生活が困窮している方。		25%未満	30%未満
北海道	士幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.15				15%未満	15%未満
北海道	上士幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3				20%未満	20%未満

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ　平成３１（令和元）年度準要保護認定基準																								Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（２）ソ，タ，チを選択した場合	（３）ツを選択した場合	（４）テの内容	（５）補足事項	（１）平成30年度	（２）令和元年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，最多，被服等が悪い者または学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）→（２）係数	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）→（２）係数	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの→（２）係数	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの→（３）係数および目安額	テ．その他→（４）	生活保護基準額等に掛ける係数（倍率） 倍	市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率） 倍				
北海道	鹿追町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3				15%未満	10%未満
北海道	新得町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3				15%未満	15%未満
北海道	清水町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○			○				1.3				15%未満	15%未満
北海道	芽室町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				20%未満	20%未満
北海道	中札内村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3				10%未満	10%未満
北海道	更別村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				10%未満	10%未満
北海道	大樹町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3				15%未満	15%未満
北海道	広尾町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	1.5		長期療養、火災、交通事故等不慮の事故にあった世帯及び失業、倒産などで著しく収入減となった世帯も対象。		20%未満	20%未満
北海道	幕別町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○				1.3				20%未満	20%未満
北海道	池田町																○				1.5				25%未満	25%未満
北海道	豊頃町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		長期療養、火災、交通事故等の不慮の災害により経済的に困っているもの。 保護者の失業、勤務先の倒産または賃金不払い等の理由により経済的に		15%未満	15%未満
北海道	本別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				25%未満	15%未満
北海道	足寄町	○	○	○	○	○	○			○	○					○				○	1.3		不慮の災害により経済的に困窮していると認められる者		20%未満	20%未満
北海道	陸別町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				20%未満	15%未満
北海道	浦幌町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				10%未満	10%未満
北海道	釧路町	○	○	○			○	○	○			○	○	○		○				○	1.2		長期療養の必要な病気等により就労が困難又は突発的な事故、天災等により生活が困窮している者		30%未満	30%未満
北海道	厚岸町	○	○	○	○	○	○				○						○				1.2				30%未満	30%未満
北海道	浜中町	○	○	○	○		○			○	○				○		○				1.3				20%未満	25%未満
北海道	標茶町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○					1.3				25%未満	20%未満
北海道	弟子屈町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.2				30%未満	30%未満
北海道	鶴居村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		1.2				25%未満	25%未満
北海道	白糠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		1.2				25%未満	30%未満
北海道	別海町																		○		1.3				10%未満	10%未満
北海道	中標津町															○					1.3				20%未満	15%未満
北海道	標津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.5				20%未満	20%未満
北海道	羅臼町						○										○				1.5				20%未満	20%未満

①都道府県	②市区町村名	IV　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額																																				
		1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																				
		（1）　費目毎の援助額																																				（2）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
179	179	8	8	0	18	18	18	151	151	2	0	0	0	19	19	19	160	160	0	30	30	0	1	1	1	2	2	10	141	141	0	28	28	28	5	5	4	113
北海道	札幌市							○	11,520								○	50,700		○	23,945								○	18,809								・実費支給の費目は31年度予算に計上した単価による。 ・通学用品費：該当学年は２～６年生 ・体育実技用具費：該当学年は１年生及び４年生 ・校外活動費(宿泊を伴うもの)：交通費・見学料のみが支給対象
北海道	函館市							○	11,520								○	50,600		○	27,200								○	28,007								クラブ活動費・生徒会費・ＰＴＡ会費・家庭学習費は援助対象費目としていない。 支給平均額は平成３０年度実績　給食費は１・６年生４５，５７０円，２～５年生は４６，３２０円（追加認定者，転入者は月割）
北海道	小樽市							○	11,520								○	50,600		○	27,560								○	23,946								・小学生の体育実技用具費については、スキー用具の購入経費を補助対象としているが、１年生及び４年生を対象に支給している。 ・給食費については４～６年生の金額を入力している。
北海道	旭川市							○	15,350								○	48,350		○	33,000								○	20,800								・実費の支給平均額は平成31年度予算に計上した単価である。 ・通学用品費（第1学年含む）及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）は学用品費等として支給している。 ・体育実技用具費はスキーが26,240円，スケートが11,690円となっている。
北海道	室蘭市							○	11,520								○	50,600											○	22,400								宿泊を伴わない校外活動費は、予算に計上した単価で記入している。また、学校給食費は、１～5年生が48,129円で、6年生が47,340円となっている。
北海道	釧路市							○	11,420								○	40,600		○	2,266											○	66,000	19,841				「支給平均額」欄については平成30年度実績額による。
北海道	帯広市							○	15,300								○	50,600		○	2,809								○	22,400								体育実技用具費：スケート靴引換券を送付し、現物と引換（単価は業者見積り合わせにより決定。H30年度は15,984円）。 通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）：学用品費に含めて支給。 ・1年：11,520円（学用品費）+1,580円（校外活動費（宿泊を伴わないもの））÷12≒1,090円×12＝13,080円 ・2年～6年：11,520円（学用品費）+1,580円（校外活動費（宿泊を伴わないもの）+2,250円（通学用品費）÷12≒1,275円×12＝15,300円 支給平均額については、通学費及び医療費は平成30年度実績額の平均額、修学旅行費は予算単価による。
北海道	北見市							○	11,520								○	50,600		○	3,200								○	20,134								体育実技用具費　スキー　26,240円　スケート　11,690円 支給平均額は、平成31年度予算に計上した単価（医療費・給食費は平成30年度実績）
北海道	夕張市							○	11,520								○	50,600														○	21,670	21,000				医療費については、H30年度実績なし
北海道	岩見沢市							○	13,760								○	50,600											○	19,057								学用品費：１年生11,520円、その他学年13,760円 「支給平均額」欄：令和元年度予算に計上した単価を記載（給食費） 「支給平均額」欄：平成３０年度の実績額を記入（修学旅行費・医療費・体育実技用具費・校外活動費・PTA会費）
北海道	網走市							○	11,520								○	50,600		○	0								○	20,677								・体育実技用具費　→スキー、スケート用具の現物支給又はレンタル料実費額 ・平均支給額は昨年の実績
北海道	留萌市							○	15,350								○	50,600		○	0								○	24,860								・学用品費　１年生：13,100円　他学年：15,350円 ・通学費、クラブ活動費、生徒会費については支給なし ・平均支給額については令和元年度予算に計上した単価を使用
北海道	苫小牧市							○	11,520								○	50,600		○	38,000								○	21,000								
北海道	稚内市							○	13,770								○	50,600											○	21,645								平均額は30年度実績額
北海道	美唄市							○	15,350								○	50,600														○	21,670	21,168				学用品費について小学校１年生は13100円、小学校２年生から６年生までは15350円。通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）は学用品費に含める。クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、家庭学習費は援助項目に追加していない。校外活動費（宿泊を伴うもの）、学校給食費は30年度実績額を記入。
北海道	芦別市							○	11,520								○	50,600		○	0								○	24,000								通学費については、片道通学距離が４km以上で公共交通機関を利用する児童がいないため。
北海道	江別市							○	9,130								○	50,600		○	43,265											○	21,670	19,221				支給平均額は、前年度実績による。
北海道	赤平市							○	11,420								○	40,600											○	28,000								支給平均額については、令和元年度予算に計上した単価
北海道	紋別市							○	11,520								○	50,600		○	0								○	20,730								
北海道	士別市				○	11,520	11,520							○	50,600	50,600												○	○	19,508								平成30年度実績で算出 修学旅行費、校外活動費、学校給食費 通学費・・・距離数×回数×２５円を支給
北海道	名寄市							○	11,520								○	50,600											○	21,777								
北海道	三笠市				○	11,520	11,520							○	50,600	50,600				○	34,200								○	20,360								
北海道	根室市							○	13,770								○	40,600										○	○	26,000								卒業アルバム代については検討予定
北海道	千歳市							○	11,520								○	50,600		○	0								○	20,000								体育実技用具費：スキー　26,240円、スケート　11,690円
北海道	滝川市				○	13,770	13,770							○	40,600	40,600				○	0								○	17,740								・通学費、修学旅行費、医療費、学校給食費　H30年度実績 ・クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、家庭学習費については支給対象外。 ・学用品費と同じ費目として、通学用品費を支給している。（学用品費及び通学用品費）
北海道	砂川市							○	11,520								○	50,600		○	0								○	26,000								◆通学費：実績なし ◆修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・校外活動費(宿泊を伴うもの)・医療費・学校給食費：平成３１（令和元）年度予算に計上した単価
北海道	歌志内市							○	11,520								○	50,600											○	25,387								校外活動費（宿泊を伴うもの）は実績なし
北海道	深川市							○	10,368								○	45,540		○	0								○	20,000								
北海道	富良野市							○	15,200								○	50,600											○	20,000								学用品費：２～６年生の支給額　約84% 体育実技用具費：購入券（26,240円）を配布
北海道	登別市							○	11,520								○	50,600		○	0								○	20,997								・通学用品費は2～6年生のみ学用品にまとめて支給。（1年生学用品費　11,520円　・２～６年生学用品費等　13,770円（うち通学用品費2,250））・体育実技用具は必要数を調査後、,保護者へ現物支給。・校外活動費(泊有)は5年生のみ対象　・各項目の支給平均額は平成30年度の実績による。　・各項目の上限の金額は、令和元年度のものとしている。・クラブ活動費、生徒会費は支給対象としていない。

Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額

１．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

①都道府県	②市区町村名	（１）　費目毎の援助額																																				（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
北海道	恵庭市							○	11,520								○	50,600											○	21,141								支給平均額は、全て令和元年度予算に計上した単価額。 給食費は学年毎に金額が異なり、支給総額が最も多い学年は5学年。該当学年は全学年で、5学年の割合は19%。
北海道	伊達市							○	11,520								○	50,600										○										通学費:自宅から学校まで公共交通機関を利用した際に負担すべきこととなる定期代等の経費を実費支給。 修学旅行費：交通費、宿泊料、見学料、均一に負担すべき経費を実費支給。校外活動費：交通費及び見学料を実費支給。 生徒会費：実績がないので平均支給額は0。医療費：令和元年度予算単価。 クラブ活動費：実績がないので平均支給額は0。卒業アルバム代等：未定
北海道	北広島市	○	8,663														○	63,100										○	○	22,524									
北海道	石狩市							○	11,520								○	50,600		○	0													○	21,670	19,256			通学費は、実績がない。 修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）、医療費、学校給食費は、平成30年度の実績額とする。
北海道	北斗市							○	11,520								○	50,600											○	26,000								医療費：平成30年度実績なし 修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・ＰＴＡ会費：令和元年度予算に計上した単価
北海道	当別町							○	11,520								○	50,600											○	24,000								
北海道	新篠津村							○	11,520								○	50,600						○	39,620	0			○	17,969								・通学費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）、クラブ活動費、生徒会費は対象費目ではあるが、実績なし。 ・学校給食費は、５年生の給食費年額を記載。対象学年は全学年。 ・卒業アルバム代等は、今年度中に対象費目にする予定である。 ・医療費は「新篠津村少子化対策子ども健やか助成事業」で無償化となっている。
北海道	松前町							○	11,520								○	50,600		○	0								○	27,500								支給平均額については平成31年度予算計上単価 通学費については対象費目があるが、平成31年度において対象者がいないため0円で計上
北海道	福島町							○	6,357								○	50,600											○	28,206								校外活動費(宿泊を伴うもの)はH30実績額である。
北海道	知内町							○	13,770								○	50,600											○	24,533								
北海道	木古内町							○	13,650								○	40,600														○	21,190	21,190				学用品費について、１年生は11,420円。体育実技用具費の支給平均額については平成30年度実
北海道	七飯町							○	11,520								○	50,600											○	26,189								
北海道	鹿部町							○	11,520								○	50,600										○	○	13,000								その他に記入のある費目については支給なし
北海道	森町							○	11,520								○	50,600											○	23,830								至急平均額の執行見込額の算出が困難のため、Ｈ３０年度の実績額を記入
北海道	八雲町							○	11,520								○	50,600											○	26,000								修学旅行費、医療費は令和元年度予算計上単価
北海道	長万部町							○	11,520								○	50,600														○	21,670	21,490				校外活動費(宿泊を伴わないもの)については対象者なし。
北海道	江差町								○ 11,520								○	50,600														○	21,670	21,670				クラブ活動費及び生徒会費　実績無し
北海道	上ノ国町							○	11,520								○	50,600														○	21,670	21,670				
北海道	厚沢部町							○	13,770								○	50,600											○	30,000								実績なし　クラブ活動費（一定額）、生徒会費（実費）
北海道	乙部町							○	15,350								○	50,600											○	29,969								
北海道	奥尻町				○	11,520	11,520							○	50,600	0																						新入学児童生徒学用品費等については、準要保護の対象となる児童がいないため実績０。 宿泊を伴わない校外活動費についても対象学年の児童がいないため実績０
北海道	今金町							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				校外活動費（宿泊を伴わないもの）　実績なし
北海道	せたな町							○	11,520								○	50,600														○	21,670	21,670				校外活動費(宿泊を伴わないもの)は費目はあるが、宿泊を伴うものしか実施していないため見込みなし。医療費はこども医療費を優先的に利用するため見込みなし。体育実技用具費は小1、小
北海道	島牧村							○	15,220								○	40,600											○	20,000								
北海道	寿都町							○	15,350								○	40,600																	○	18,829		
北海道	黒松内町							○	11,520								○	50,600											○	25,000								
北海道	蘭越町							○	11,520								○	50,600											○	23,500								
北海道	ニセコ町							○	11,520								○	50,600																	○	21,360		生徒会費は、ニセコ小学校は該当なし。近藤小学校は１名2,500円、2名以上500円 ＰＴＡ会費は、ニセコ小学校は1名3,000円、2名4,000円、3名以上5,000円。近藤小学校は1世帯1,500円 学校給食費は、ニセコ小学校は48,750円、近藤小学校は47,770円。
北海道	真狩村							○	11,520								○	50,600																			○	修学旅行費、卒業アルバム代等は実績なし、修学旅行費は単費補助金から差引した額を支給す
北海道	留寿都村							○	11,520								○	50,600											○	17,774								クラブ活動費については、実績なし。
北海道	喜茂別町							○	11,520								○	50,600											○	18,941								◆ 校外活動費については、平成30年度の実績を入力。 ◆ PTA会費については、同学校に兄弟姉妹がいる場合は１人分のみ支給。 ◆ クラブ活動費は対象費目ではあるが、実績なし。 ◆ 卒業アルバム代は令和元年度より対象費目とする予定のため実績なし。
北海道	京極町							○	11,420								○	20,470											○	23,000								体育実技用具費：R1予算単価 就学旅行費：R1予算単価 校外活動費（宿泊を伴わないもの）：Ｒ１予算単価 校外活動費（宿泊を伴うもの）：Ｒ１予算単価
北海道	倶知安町							○	11,520								○	50,600											○	21,692								修学旅行費は令和元年度実績額より平均額を算出 PTA会費、給食費、校外活動費は平成30年度の実績より平均額を算出 医療費は要綱上定めているが、実績がないため0円
北海道	共和町							○	11,520								○	50,600											○	28,000								
北海道	岩内町							○	11,520								○	50,600								○	39,620		○	21,000								

Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額

１．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

①都道府県	②市区町村名	（１）　費目毎の援助額																																								（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費											
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
北海道	泊村							○	11,100								○	19,900											○	15,000								
北海道	神恵内村							○	11,420								○	40,600											○	10,000								
北海道	積丹町	○	11,520														○	50,600											○	0								修学旅行費については対象者がいないため実績なし
北海道	古平町							○	11,520								○	50,600											○	16,622								
北海道	仁木町							○	13,770								○	50,600											○	24,000								通学用品費は学用品費と合算。クラブ活動費は徴収していないため支給無し。 生徒会費は徴収していないため支給無し。卒業アルバム代等は検討中。
北海道	余市町							○	11,520								○	50,600											○	19,368								
北海道	赤井川村							○	11,420								○	40,600																	○	21,490		
北海道	南幌町							○	11,520								○	50,600											○	21,300								校外活動費についてはH30実績
北海道	奈井江町				○	11,520	11,520										○	50,600		○	15,000								○	22,400								医旅費：支給実績なし、学校給食費：H30年度実績
北海道	上砂川町	○	15,350														○	50,600											○	17,000								医療費は30年度実績額
北海道	由仁町							○	11,520								○	50,600														○	21,670	21,670				
北海道	長沼町							○	11,520								○	63,400											○	20,440								小学校の新入学児童生徒学用品費等は、就学する前年度中に支給している。 クラブ活動費、生徒会費、医療費は支給実績無し
北海道	栗山町							○	11,520								○	50,600														○	21,670	19,500				卒業アルバム代等の支給については、検討中。 クラブ活動費、生徒会費については、制度として存在するが実績がないため０円とした。
北海道	月形町							○	5,710								○	20,300		○	0								○	20,000								令和元年度予算計上に使用した単価 通学費・医療費は、平成３０年度実績額が０円
北海道	浦臼町							○	11,520								○	50,600											○	21,992								卒業アルバム代等～平成30年度の金額を参考に記載 医療費～実績なし 学校給食費～平成30年度の実績額
北海道	新十津川町							○	11,520								○	50,600		○	48,000								○	19,700								通学費・学校給食費は令和元年度予算計上単価、修学旅行費は令和元年度実績額 校外活動費（宿泊有）平成30年度実績無し
北海道	妹背牛町							○	11,520								○	50,600											○	22,751								・校外活動費（宿泊を伴う）　平成30年度実績額 ・校外活動費（宿泊を伴わないもの）は平成30年度実績無し
北海道	秩父別町							○	11,520								○	50,600																	○	21,670		
北海道	雨竜町				○	11,520	11,520							○	50,600	50,600				○	0											○	21,670	21,670			平成３１（令和元）年度予算に計上した単価
北海道	北竜町							○	11,520								○	50,600											○	24,000								
北海道	沼田町							○	11,520								○	50,600											○	21,000								
北海道	鷹栖町							○	11,420								○	40,600											○	20,500								
北海道	東神楽町							○	11,520								○	50,600								○	18,000		○	21,179								
北海道	当麻町							○	11,520								○	50,600											○	24,900								
北海道	比布町							○	11,520								○	50,600											○	67,500								
北海道	愛別町							○	11,520								○	50,600											○	14,373								体育実技用具費・修学旅行費・校外活動費・学校給食費・通学用品費については前年度決算額
北海道	上川町				○	11,520	11,520							○	50,600	0													○	0								医療費・給食費については、町の医療助成制度、給食無償化制度により無償化のため、実績なし。　新入学児童学用品費、修学旅行、クラブ活動費、生徒会費についても、実績なし。
北海道	東川町							○	14,250								○	50,600														○	21,670	21,670				・クラブ活動費は学用品費に含めて、対象全児童へ支給 ・卒業アルバム代は今年度から支給を開始するため実績なし ・町の子ども医療費助成の対象が中学生まで引き上げとなったため医療費の支給実績なし
北海道	美瑛町									○							○	50,600											○	18,800								体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、校外活動費については平成30年度の実績額
北海道	上富良野町				○	13,770	13,300							○	50,600	50,600																○	21,670	19,400			前年度に支給を行っていた対象については単価の変更に伴い差額分（10,000円）を支給。また、令和2年2月に来年度入学予定者に対し、支給予定。
北海道	中富良野町							○	11,520								○	50,600														○	21,670	17,444				
北海道	南富良野町	○	11,520											○	50,600	50,600													○	21,670								
北海道	占冠村				○	11,520	11,520							○	50,600	0																○	21,670	0			
北海道	和寒町							○	11,520								○	50,600											○	25,400								
北海道	剣淵町	○	5,685											○	50,600	50,600													○	21,670								
北海道	下川町							○	11,520								○	50,600											○	25,000								○修学旅行費・宿泊研修費はH30実績。 ○医療費はH30実績なしのため、0円としている。
北海道	美深町							○	11,520								○	50,600														○	24,000	23,139				医療費については乳幼児医療制度を使用するため実績なし
北海道	音威子府村							○	11,520								○	50,600														○	21,670	0				医療費実績なし。修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費、卒業アルバム代費執行見込みなし。
北海道	中川町							○	11,520								○	50,600											○	24,000								
北海道	幌加内町							○	11,520								○	50,600											○	21,670								
北海道	増毛町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600													○	21,490								
北海道	小平町							○	11,520								○	50,600											○	28,630								
北海道	苫前町							○	13,770								○	50,600		○	0								○	32,236								スクールバス対応
北海道	羽幌町							○	11,520								○	50,600											○	31,500								
北海道	初山別村							○	11,420								○	40,600														○	21,490	0				今年度支給予定なし
北海道	遠別町				○	15,350	15,350							○	50,600	0												○	○	21,670								通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）は学用品費に合算し支給。また、通学用品費は第１学年を除く児童に支給。通学費は、全児童を対象にバス通学生に定期券及び回数券を支給。新入学児童生徒学用品費等及び医療費は、対象項目であるが支給実績なし。
北海道	天塩町							○	11,420								○	40,600											○	28,945								・支給平均額の算定は平成30年度の実績額。 ・学校給食費･･･4年生が最も多い
北海道	猿払村							○	11,520								○	50,600														○	21,670	0				体育実技用具費、修学旅行費、医療費、校外活動費、については、支給見込なし。 新入学児童生徒学用品等については予算額、支給見込なし。
北海道	浜頓別町							○	15,170								○	50,600											○	11,617								・修学旅行費は、当初20,880円を見込んでいたが、当日欠席し、キャンセル料が11,617円発生した。
北海道	中頓別町							○	15,350								○	63,700											○	30,000								
北海道	枝幸町							○	11,520								○	50,600											○	26,790								クラブ活動費及び生徒会費については、実績なし

Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額

１．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

①都道府県	②市区町村名	（１）　費目毎の援助額																																					（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
北海道	豊富町							○	15,350								○	50,600											○	21,670								
北海道	礼文町							○	11,520								○	50,600										○										○	・通学費：遠距離通学援助費で対応 ・修学旅行費：へき地児童生徒援助費等補助金（高度へき地修学旅行費）で対応 ・校外活動費（宿泊を伴うもの）：礼文町教育研究会へ補助金で対応 ・医療費：礼文町では18歳まで医療費を無料にしている
北海道	利尻町							○	15,200								○	20,470																	○	4,820		全ての援助費は一定額。学用品費１年生は12,970円、２～６年生は15,200円の援助額。体育実技用具等は対象学年第３・５学年。修学旅行費は個人負担額の1/3。
北海道	利尻富士町							○	13,270								○	19,990																			○	◎学用品費　1年生→11,100円　2～6年生→13,270円 ◎体育実技用具費　1、4年生のみ→25,300円（一括支給） ◎校外活動費　5年生のみ→3,470円（一括支給） ◎修学旅行費　へき地児童手当援助費補助金で措置
北海道	幌延町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600													○	25,140								平成３０年度実績
北海道	美幌町							○	11,520								○	50,600											○	21,180								・修学旅行費・校外活動費・PTA会費・医療費・学校給食費：31年度予算に計上した単価 ・体育実技用具費：上限額を支給し、購入後に精算（スキー26,240円、スケート11,690円）
北海道	津別町				○	11,520	11,520							○	50,600	50,600												○	○	24,395								医療費はH30 通学費は、津別町遠距離通学児童生徒に対する通学費補助要綱に規定した金額または現物支給
北海道	斜里町							○	11,520								○	50,600										○	○	18,908								・通学費は遠距離通学対策事業にて対象児童へ援助しているため就学援助制度として支給していない。
北海道	清里町	○	8,826											○	10,000	10,000													○	12,940								
北海道	小清水町							○	11,520								○	50,600											○	19,200								
北海道	訓子府町							○	11,520								○	50,600											○	17,098								体育実技用具費：一定額　訓子府小学校26,240円(スキー)、居武士小学校11,690円(スケート) 学校給食費：訓子府小学校６年生の額
北海道	置戸町							○	11,420								○	40,600											○	20,000								医療費：昨年度実績無し
北海道	佐呂間町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600												○	○	21,490								通学費について、支給項目に無く、実績も無い。 クラブ活動費、生徒会費、卒業アルバム代等は実績無し。
北海道	遠軽町							○	11,520								○	50,600											○	21,670								
北海道	湧別町							○	11,520								○	50,600											○	17,500								
北海道	滝上町							○	11,520								○	50,600											○	27,339								
北海道	興部町							○	11,520								○	50,600											○	16,630								
北海道	西興部村	○	7,462														○	50,600														○	21,490	0				
北海道	雄武町				○	11,420	6,691										○	40,600														○	21,490	17,076				Ｈ３０年度実績額を記載
北海道	大空町							○	11,520								○	50,600											○	21,670								
北海道	豊浦町							○	11,520								○	50,600											○	18,537								卒業アルバム代等については、今年度追加された費目のため、見込額は不明で予算計上も実績もない。
北海道	壮瞥町							○	11,520								○	50,600											○	25,000								
北海道	白老町				○	11,520	11,520							○	50,600	50,600													○	23,069								・通学用品費：第1学年を除く　　・医療費：平成30年度実績の平均額　　・修学旅行費：令和元年度予算計上単価　　・給食費：1～3年51,110円、4～6年52,360円（53.0%）※支給平均額は令和元年度予算計上単価
北海道	厚真町							○	11,520								○	50,600											○	23,000								実費支給は、平成３０年度実績額
北海道	洞爺湖町							○	11,520								○	50,600		○	0								○	30,000								平成３１（令和元）年度予算に計上した単価 通学費、卒業アルバム代は実績なし 体育実技用具費は30年実績。低学年30,780円（4名）、高学年33,156円（5名）
北海道	安平町							○	11,420								○	50,600											○	21,348								平成31年度予算に計上した額から支給平均額を算出。 体育実技用具費について、追分地区（スキー）は26,020円、早来地区（スケート）は11,590円を3年間の間で1回のみ支給。支給には用具購入を証明するもの（領収書）が必要。
北海道	むかわ町							○	11,520								○	50,600											○	19,000								校外活動費(宿泊を伴わないもの)は実績なし
北海道	日高町							○	11,520								○	50,600											○	14,000								
北海道	平取町							○	11,520								○	50,600		○	0								○	10,250								
北海道	新冠町							○	11,520								○	50,600											○	15,000								校外活動費（宿泊を伴うもの）については実績がありません。
北海道	浦河町							○	11,520								○	50,600											○	19,650								平均については昨年度実績
北海道	様似町							○	11,520								○	50,600											○	16,100								1.卒業アルバム代：Ｈ31年度より新たに援助する費目であり、現段階でも実費額が見込めない。
北海道	えりも町									○							○	40,600											○	24,000								平成30年度実績。学用品費１２，９９０円、その他の学年１５，２２０円。体育実技用具及び医療費については実績なし。
北海道	新ひだか町				○	11,520	11,520							○	50,600	50,600													○	18,937								
北海道	音更町							○	11,420								○	40,600		○	20,100								○	23,000								通学費、修学旅行費、PTA会費、医療費、学校給食費の支給平均額はH31年度予算計上額
北海道	士幌町	○	11,420														○	50,600											○	25,000								・校外活動費(宿泊を伴わないもの、宿泊を伴うもの)、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給平均額は、平成３１（令和元）年度予算に計上した単価 ・医療費は、実績なし
北海道	上士幌町							○	11,520								○	50,600											○	23,097								

Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額

１．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

①都道府県	②市区町村名	（１）　費目毎の援助額																																					（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
北海道	鹿追町							○	15,350								○	50,600										○	21,460								
北海道	新得町							○	11,520								○	50,600										○	23,000								
北海道	清水町							○	15,350								○	50,600										○	26,391								・学用品費：1年生以外　※1年生は13,100円／年 ・体育実技用具費：1.2.4.5年生　※3.6年生は11,700円／年 ・修学旅行費、医療費、PTA会費、学校給食費：H30実績による ・クラブ活動費、児童会費：支給実績なし ・卒業アルバム代：H31予算額
北海道	芽室町							○	11,520								○	50,600										○	24,200								通学用品費　1年生のみ1,580円、2～6年生3,830円
北海道	中札内村							○	15,350								○	50,600										○	22,520								
北海道	更別村							○	11,520								○	50,600													○	21,670	21,670				・生徒会費について、学校で該当費用の徴収がないため援助見込みなし
北海道	大樹町							○	11,420								○	40,600										○	24,500								
北海道	広尾町							○	11,520								○	50,600										○	25,889								医療費：支給実績なし 体育実技用具：スキーを実施している学校　26,240円　スケートを実施している学校　11,690円 生徒会費、PTA会費：H30実績
北海道	幕別町				○	13,650	12,570							○	40,600	39,038												○	24,615								修学旅行費、体育実技用品費及び学校給食費はH30実績より 医療費は実績無し
北海道	池田町							○	11,520								○	50,600										○	30,000								上記金額は平成３１（令和元）年度予算に計上した単価
北海道	豊頃町							○	11,520								○	50,600										○	23,820								
北海道	本別町							○	11,520								○	50,600										○	21,190								
北海道	足寄町							○	13,770								○	50,600													○	21,670	21,670				クラブ活動部、生徒会費は予算を確保してあるが、費用が発生しなかったため0としている。
北海道	陸別町							○	11,520								○	50,600										○	24,259								「医療費」：対象費目としているが、平成30年度実績なし
北海道	浦幌町							○	11,520								○	50,600		○	0							○	25,000								・「修学旅行費」、「学校給食費」は元年度予算計上単価 ・「通学費」、「クラブ活動費」、「生徒会費」、「医療費」は支給実績なし。
北海道	釧路町							○	11,520								○	50,600										○	19,028								
北海道	厚岸町							○	11,520								○	50,600										○	23,000								
北海道	浜中町							○	11,520								○	50,600													○	27,400	26,130				修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、PTA会費についてはH30年度の実績を記入 クラブ活動費については対象費目ではあるが実績なし
北海道	標茶町							○	13,770								○	50,600													○	21,670	22,208				支給額0円のものについては、支給対象となる事由がなかったため。
北海道	弟子屈町							○	11,420								○	40,600										○	16,000								
北海道	鶴居村							○	11,520								○	50,600										○	17,800								校外活動費(宿泊を伴わないもの・伴うもの）と医療費については、対象費目であるが支給実績
北海道	白糠町							○	11,520								○	50,600										○	21,666								通学用品費は２～６年、体育実技用具費は１，４年生のみ支給
北海道	別海町							○	11,420								○	40,600										○	25,583								平成30年度の実績額を記入している。 学校給食費は、給食給与日数×２４９円(1食の単価で算出)
北海道	中標津町							○	11,520								○	50,600										○	20,181								医療費について、実績なし。学校給食費については、令和元年度予算計上単価。
北海道	標津町							○	13,770								○	50,600										○	22,031								
北海道	羅臼町							○	11,420								○	40,600										○	21,490								

①都道府県	②市区町村名	Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 ２．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （１）　費目毎の援助額																																				（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
179	179	7	7	0	17	17	17	152	152	2	1	1	0	18	18	18	160	160	0	29	29	0	1	1	1	4	4	9	141	141	0	27	27	27	6	6	4	112
北海道	札幌市							○	22,510								○	57,400		○	34,009								○	59,796								・実費支給の費目は全て31年度予算に計上した単価による。 ・新入学児童生徒学用品費等：小学６年生の２月時点で支給する。 ・体育実技用具費：該当学年は１年生 ・通学用品費：該当学年は２～３年生 ・校外活動費（宿泊を伴うもの）：交通費・見学料のみが支給対象
北海道	函館市							○	22,510								○	57,400		○	29,187								○	56,491								クラブ活動費・生徒会費・ＰＴＡ会費・家庭学習費は援助対象費目としていない。 支給平均額は平成３０年度実績　給食費は１・２年生５７，７４０円，３年生は５５，２５０円（追加認定者，転入者は月割）
北海道	小樽市							○	22,510								○	57,400		○	55,280								○	72,968								・中学生の体育実技用具費については、１年生を対象にスキー用具又は柔道着の購入経費を補助対象とし、柔道着の購入についてのみ、限度額を7,570円とし、実費額を補助している。 ・給食費については、１～2年生の金額を入力。
北海道	旭川市							○	27,050								○	55,150		○	24,800								○	58,800								・実費の支給平均額は平成31年度予算に計上した単価である。 ・通学用品費（第1学年含む）及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）は学用品費等として支給している。 ・体育実技用具費はスキーが37,650円，スケートが11,690円となっている。
北海道	室蘭市							○	22,510								○	57,400											○	60,300								校外活動費については、宿泊を伴わないものと宿泊を伴うものどちらも、予算に計上した単価で記入している。また、学校給食費は、１～２年生が58,275円で、３年生が55,125円となっている。
北海道	釧路市							○	22,320								○	47,400		○	15,256											○	66,000	52,540				「支給平均額」欄については平成30年度実績額による。
北海道	帯広市							○	27,000								○	57,400		○	0								○	59,800								体育実技用具費：スケート靴引換券を送付し、現物と引換（単価は業者見積り合わせにより決定。H30年度は10,584円）。スキーを行う学校は、国庫補助の予算単価（37,650円）を上限に支給。 通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）：学用品費に含めて支給。 ・1年：22,510円（学用品費）+2,290円（校外活動費（宿泊を伴わないもの））÷12≒2,065円×12＝24,780円 ・2年～3年：22,510円（学用品費）+2,290円（校外活動費（宿泊を伴わないもの））+2,250円（通学用品費）÷12≒2,250円×12＝27,000円 支給平均額については、医療費は平成30年度実績額の平均額、修学旅行費は予算単価による。 通学費は平成30年度実績なしのため、0円と記載、令和元年度も予算措置は行っている。
北海道	北見市							○	22,510								○	57,400		○	0								○	56,982								体育実技用具費　スキー　37,650円　スケート　11,690円　柔道着　7,570円 支給平均額は、平成31年度予算に計上した単価（医療費・給食費は平成30年度実績）
北海道	夕張市							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				医療費については、H30年度実績なし
北海道	岩見沢市							○	24,740								○	57,400											○	71,415								学用品費：１年生22,500円、その他学年24,740円 「支給平均額」欄：令和元年度予算に計上した単価を記載（給食費） 「支給平均額」欄：平成３０年度の実績額を記入（医療費・体育実技用具費・校外活動費・生徒会費・PTA会費） 修学旅行費は令和元年度見込額
北海道	網走市							○	22,510								○	57,400		○	0								○	20,677								・体育実技用具費 →スキー、スケート用具の現物支給又はレンタル料実費額 ・平均支給額は昨年の実績
北海道	留萌市							○	27,050								○	57,400		○	0								○	57,290								・学用品費　１年生：24,800円　他学年：27,050円 ・通学費については支給なし ・平均支給額については令和元年度予算に計上した単価を使用
北海道	苫小牧市							○	22,510								○	57,400		○	93,000								○	60,000								
北海道	稚内市							○	24,760								○	57,400											○	53,791								平均額は30年度実績額
北海道	美唄市							○	27,050								○	57,400														○	60,300	60,300				学用品費について小学校１年生は24800円、小学校２年生から６年生までは27050円。通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）は学用品費に含める。クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、家庭学習費は援助項目に追加していない。校外活動費（宿泊を伴うもの）、学校給食費は30年度実績額を記入。
北海道	芦別市							○	22,510								○	57,400		○	0								○	72,000								通学費については、片道通学距離が４km以上で公共交通機関を利用する児童がいないため。
北海道	江別市							○	17,780								○	57,400		○	53,137											○	60,300	56,145				支給平均額は、前年度実績による。
北海道	赤平市							○	22,320								○	47,400											○	70,000								支給平均額については、令和元年度予算に計上した単価
北海道	紋別市							○	22,510								○	57,400		○	0								○	61,179								
北海道	士別市				○	22,510	22,510							○	57,400	57,400											○		○	54,885								平成30年度実績で算出 修学旅行費、校外活動費（宿泊あり）、学校給食費 通学費・・・距離数×回数×２５円を支給 校外活動費（宿泊なし）は実績なし
北海道	名寄市							○	22,510								○	57,400											○	56,924								
北海道	三笠市				○	22,510	22,510							○	57,400	57,400				○	110,840								○	66,985								
北海道	根室市							○	24,550								○	47,400											○	60,300								卒業アルバム代については検討予定
北海道	千歳市							○	22,510								○	57,400		○	0								○	68,000								体育実技用具費：スキー　37,650円、スケート　11,690円、柔道　7,570円
北海道	滝川市				○	24,760	24,760							○	47,400	47,400										○	0		○	71,159								・通学費、修学旅行費、医療費、学校給食費　H30年度実績 ・クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、家庭学習費については支給対象外。 ・学用品費と同じ費目として、通学用品費を支給している。（学用品費及び通学用品費）
北海道	砂川市							○	22,510								○	57,400		○	0								○	71,000								◆通学費：実績なし ◆修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・校外活動費(宿泊を伴うもの)・医療費・学校給食費：平成３１（令和元）年度予算に計上した単価
北海道	歌志内市							○	22,510								○	57,400											○	67,423								
北海道	深川市							○	20,259								○	51,660											○	70,000								
北海道	富良野市							○	26,790								○	57,400											○	56,000								学用品費：２～３年生の支給額　約77% 体育実技用具費：購入券（37,650円）配布
北海道	登別市							○	22,510								○	57,400		○	86,865								○	54,447								・通学用品費は2～3年生のみ学用品にまとめて支給。（1年生学用品費　22,510円　・2～3年生学用品費等　24,760円（うち通学用品費2,250））・給食費は1～2年生は65,040円、3年生は62,330円　・体育実技用具は、必要数を調査後、保護者へ現物支給。・各項目の支給平均額は平成30年度の実績による。　・上限の金額は、令和元年度のものとしている。

Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額

２，中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

①都道府県	②市区町村名	（１）　費目毎の援助額																																								（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費											
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
北海道	恵庭市							○	22,510								○	57,400										○	67,172								・支給平均額は、全て令和元年度予算に計上した単価額。 ・給食費は学年毎に金額が異なり、支給総額が最も多い学年は1学年。該当学年は全学年で、1学年の割合は36%。
北海道	伊達市							○	22,510								○	57,400		○	84,960																○	通学費：自宅から学校まで公共交通機関を利用した際に負担すべきこととなる定期代等の経費を実費支給。（該当１名、年額84,960円） 修学旅行費：交通費、宿泊料、見学料、均一に負担すべき経費を実費支給。校外活動費：交通費及び見学料を実費支給。 医療費：令和元年度予算単価。クラブ活動費：部員が均一に負担すべき経費を支給。卒業アルバム代等：未定
北海道	北広島市	○	13,062														○	79,500										○	○	72,798									
北海道	石狩市							○	22,510								○	57,400		○	0												○	60,300	57,126				通学費は、実績がない。 修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）、クラブ活動費、医療費、学校給食費は、平成30年度の実績額とする。
北海道	北斗市							○	22,510								○	57,400											○	52,000									体育実技用具費：柔道7,570円、剣道52,380円、スキー等37,650円 医療費：平成30年度実績なし 修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・生徒会費・ＰＴＡ会費：令和元年度予算に計上した単価
北海道	当別町							○	22,510								○	57,400											○	72,000									体育実技用具費については、一定の金額を支給。体育でスキーを行う学校については、37,650円。スキーと柔道を行う学校については、45,220円。
北海道	新篠津村							○	22,510								○	57,400					○	80,070	0				○	64,575									・通学費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）は対象費目ではあるが、実績なし。 ・学校給食費は、１～２年生の給食費年額を記載。対象学年は全学年。 ・卒業アルバム代等は、今年度中に対象費目にする予定である。 ・医療費は「新篠津村少子化対策子ども健やか助成事業」で無償化となっている。
北海道	松前町							○	22,510								○	57,400		○	0								○	70,000									支給平均額については平成31年度予算計上単価 通学費については対象費目があるが、平成31年度において対象者がいないため0円で計上 給食費については、１・２年生が年額55,200円、３年生が年額52,800円
北海道	福島町							○	17,024								○	57,400								○	2,250		○	60,800									修学旅行費及び校外活動費(宿泊を伴うもの)については、H30実績額である。
北海道	知内町							○	24,760								○	57,400											○	62,615									
北海道	木古内町							○	24,550								○	47,400														○	57,290	51,700				学用品費について、1年生は22,320円。生徒会費、PTA会費については併せて2,950円。
北海道	七飯町							○	22,510								○	57,400											○	58,297									平成30年度の校外活動費（宿泊を伴わないもの）支給実績はないため、支給平均額が０円となっている。
北海道	鹿部町							○	22,510								○	57,400										○	○	65,000									その他に記入のある費目については支給なし
北海道	森町							○	22,510								○	57,400											○	54,268									至急平均額の執行見込額の算出が困難のため、Ｈ３０年度の実績額を記入
北海道	八雲町							○	22,510								○	57,400											○	64,000									修学旅行費、医療費は令和元年度予算計上単価
北海道	長万部町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	57,590				
北海道	江差町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	54,153				
北海道	上ノ国町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				
北海道	厚沢部町							○	24,760								○	57,400											○	126,048									
北海道	乙部町							○	27,050								○	57,400											○	69,000									
北海道	奥尻町				○	22,510	22,510							○	57,400	57,400																						
北海道	今金町							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				校外活動費（宿泊を伴わないもの）　実績なし
北海道	せたな町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				校外活動費(宿泊を伴わないもの)は費目はあるが、宿泊を伴うものしか実施していないため見込みなし。医療費はこども医療費を優先的に利用するため見込みなし。体育実技用具費は中1で支
北海道	島牧村							○	24,590								○	47,400											○	70,000									
北海道	寿都町							○	27,050								○	47,400																	○	66,000		
北海道	黒松内町							○	22,510								○	57,400											○	72,000									学校給食費：１～２年＝５７，６００円／年、３年＝５５，８００円／年
北海道	蘭越町							○	22,510								○	57,400											○	75,000									
北海道	ニセコ町							○	22,510								○	57,400																	○	57,140		生徒会費が1名300円。ＰＴＡ会費は、1名2,400円、2名以上3,600円。 学校給食費は、1，2年生は60,080円、3年生57,950円。 クラブ活動費は、年度当初において加入者数等が未確定なため、予算に計上した単価を記載した。
北海道	真狩村							○	22,510								○	57,400																			○	修学旅行費、卒業アルバム代等は実績なし。修学旅行費は単費補助金から差引した額を支給す
北海道	留寿都村							○	22,510								○	57,400											○	76,160									クラブ活動費及び生徒会費については、実績なし。
北海道	喜茂別町							○	22,510								○	57,400											○	73,729									◆ 校外活動費については、今年度実績なし。 ◆ PTA会費については、同学校に兄弟姉妹がいる場合は１人分のみ支給。 ◆ 卒業アルバム代は令和元年度より対象費目とする予定のため実績なし。
北海道	京極町							○	22,320								○	23,550											○	64,000									体育実技用具費：R1予算単価 就学旅行費：R1予算単価 校外活動費（宿泊を伴わないもの）：Ｒ１予算単価 校外活動費（宿泊を伴うもの）：Ｒ１予算単価
北海道	倶知安町							○	22,510								○	57,400											○	70,000									修学旅行費は令和元年度実績額より平均額を算出 生徒会費、PTA会費、給食費、校外活動費は平成30年度の実績より平均額を算出 医療費は要綱上定めているが、実績がないため0円
北海道	共和町							○	22,510								○	57,400											○	77,000									
北海道	岩内町							○	22,510								○	57,400								○	80,070		○	69,000									

Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額

２．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）　費目毎の援助額

①都道府県	②市区町村名	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（２）　補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
北海道	沼村							○	21,700								○	22,900											○	69,000								
北海道	神恵内村							○	22,320								○	47,400											○	84,000								
北海道	積丹町	○	22,510														○	57,400											○	75,546								
北海道	古平町							○	22,510								○	57,400											○	80,700								クラブ活動費　実績なし
北海道	仁木町							○	23,635								○	57,400		○	68,600								○	77,400								通学用品費は学用品費と合算。 卒業アルバム代等は検討中。
北海道	余市町							○	22,510								○	57,400											○	71,255								
北海道	赤井川村							○	22,320								○	47,400																	○	57,590		
北海道	南幌町							○	22,510								○	57,400											○	72,973								医療費についてはH30実績
北海道	奈井江町				○	22,510	22,510										○	57,400		○	0								○	58,000								通学費・医旅費：支給実績なし、学校給食費：H30年度実績
北海道	上砂川町							○	27,050								○	57,400											○	91,620								医療費はＨ30年度実績
北海道	由仁町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				
北海道	長沼町							○	22,510								○	81,000											○	66,093								中学校の新入学児童生徒学用品費は、就学する前年度中に支給している。 医療費は支給実績無し
北海道	栗山町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				卒業アルバム代等の支給については、検討中。
北海道	月形町							○	11,160								○	23,700		○	0								○	30,000								令和元年度予算計上に使用した単価 通学費・校外活動費(宿泊を伴うもの)・医療費は、平成３０年度実績額が０円
北海道	浦臼町							○	22,510								○	57,400											○	64,031								卒業アルバム代等～平成30年度の金額を参考に記載 医療費～実績なし 学校給食費～平成30年度の実績額
北海道	新十津川町							○	22,510								○	57,400		○	64,000								○	65,000								通学費・学校給食費は令和元年度予算計上単価、修学旅行費は令和元年度実績額 校外活動費（宿泊無し）平成30年度実績無し
北海道	妹背牛町							○	22,510								○	57,400											○	75,000								・校外活動費（宿泊を伴う）　平成30年度実績額 ・校外活動費（宿泊を伴わないもの）は平成30年度実績無し
北海道	秩父別町							○	22,510								○	57,400																	○	60,300		
北海道	雨竜町				○	22,510	22,510							○	57,400	57,400				○	0											○	60,300	60,300				平成３１（令和元）年度予算に計上した単価
北海道	北竜町								○ 22,510								○	57,400											○	79,000								
北海道	沼田町							○	2,250								○	57,400											○	71,000								
北海道	鷹栖町							○	22,320								○	47,400											○	77,000								
北海道	東神楽町							○	22,510								○	70,576								○	36,000		○	51,700								
北海道	当麻町							○	22,510								○	57,400											○	65,000								
北海道	比布町							○	22,510								○	57,400											○	59,100								
北海道	愛別町							○	22,510								○	57,400											○	59,029								体育実技用具費・修学旅行費・学校給食費については前年度決算額 校外活動費については予算計上単価
北海道	上川町				○	22,510	22,510							○	57,400	0													○	58,600								医療費・給食費については、町の医療助成制度、給食無償化制度により無償化のため、実績なし。 体育実技用具費については、町内業者での斡旋及び町内での購入の選択肢があり現物支給も可
北海道	東川町							○	52,360								○	57,400														○	60,300	56,000				・クラブ活動費は学用品費に含めて、対象全生徒へ支給 ・卒業アルバム代は今年度から支給を開始するため実績なし ・町の子ども医療費助成の対象が中学生まで引き上げとなったため医療費の支給実績なし
北海道	美瑛町									○							○	57,400											○	50,000								体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費については平成30年度の実績額 校外活動費、卒業アルバム代等は実績なし
北海道	上富良野町													○	57,400	57,400																○	60,300	50,352				前年度に支給を行っていた対象については単価の変更に伴い差額分（10,000円）を支給。また、令和2年2月に来年度入学予定者に対し、支給予定。
北海道	中富良野町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	55,631				
北海道	南富良野町	○	22,510											○	57,400	57,400													○	60,300								
北海道	占冠村				○	22,510	22,510							○	28,700	28,700																○	60,300	0				
北海道	和寒町							○	22,510								○	57,400											○	63,000								
北海道	剣淵町	○	11,657											○	57,400	57,400													○	60,300								
北海道	下川町							○	22,510								○	57,400											○	63,283								○修学旅行費・宿泊研修費はH30実績。 ○医療費はH30実績なしのため、0円としている。
北海道	美深町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	57,989				医療費については乳幼児医療制度を使用するため実績なし
北海道	音威子府村							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				医療費実績なし。体育実技用具費、クラブ活動費、生徒会費、卒業アルバム代費執行見込みな
北海道	中川町							○	22,510								○	57,400											○	50,000								実績なし
北海道	幌加内町							○	22,510								○	57,400											○	60,300								
北海道	増毛町				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400													○	57,590								
北海道	小平町							○	22,510								○	57,400											○	65,000								
北海道	苫前町							○	24,760								○	57,400										○	○	79,626								スクールバス対応
北海道	羽幌町							○	22,510								○	57,400											○	63,200								
北海道	初山別村							○	22,320								○	47,400														○	57,590	0				
北海道	遠別町				○	27,050	27,050							○	57,400	57,400												○	○	60,300								通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）は学用品費に合算し支給。また、通学用品費は第１学年を除く生徒に支給。通学費は、全生徒を対象にバス通学生に定期券及び回数券を支給。医療費は、対象項目であるが支給実績なし。
北海道	天塩町							○	22,320								○	47,400											○	48,900								・支給平均額の算定は平成29年度の実績額。 ・学校給食費･･･3年生が最も多い。
北海道	猿払村							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				校外活動費、クラブ活動費、医療費については、支給見込なし。 修学旅行費、体育実技用具費については予算額。
北海道	浜頓別町							○	28,660								○	57,400											○	62,576								
北海道	中頓別町							○	27,050								○	82,200											○	80,000								学校給食費1,2年生28,200円、3年生26,700円
北海道	枝幸町							○	22,510								○	57,400											○	49,542								修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)は30年度実績額

Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額

２．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

①都道府県	②市区町村名	（１）　費目毎の援助額																																				（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
北海道	豊富町							○	27,050								○	57,400											○	60,300								
北海道	礼文町							○	22,510								○	57,400									○										○	・通学費：遠距離通学援助費で対応 ・修学旅行費：へき地児童生徒援助費等補助金（高度へき地修学旅行費）で対応 ・校外活動費（宿泊を伴うもの）：礼文町教育研究会へ補助金で対応 ・医療費：礼文町では18歳まで医療費を無料にしている
北海道	利尻町							○	26,790								○	23,550																	○	11,000		全ての援助費は一定額。学用品費１年生は24,560円、２～３年生は26,790円の援助額。体育実技用具等は対象学年第１学年。修学旅行費は個人負担額の1/3、Ｈ31年度は対象者がいないため
北海道	利尻富士町							○	23,870								○	22,900																			○	◎学用品費　1年生→21,700円　2～6年生→23,870円　◎学校給食費　1・2年生→53,520円　3年生→51,290円 ◎体育実技用具費　1年生のみ→36,300円（一括支給） ◎校外活動費　2年生のみ→5,840円（一括支給） ◎修学旅行費　へき地児童手当援助費補助金で措置
北海道	幌延町				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400													○	67,343								平成３０年度実績
北海道	美幌町							○	22,510								○	57,400											○	59,000								・修学旅行費・校外活動費・クラブ活動費・生徒会費・PTA会費・医療費・学校給食費：31年度予算に計上した単価 ・体育実技用具費：上限額を支給し、購入後に精算（スキー37,650円、水泳用具（男）3,790円、水泳用具（男2XO（4L）以上）4,345円、水泳用具（女）5,290円、水泳用具（女2XO（4L）以上）6,295円、柔道着4,500円）
北海道	津別町				○	22,510	22,510							○	57,400	57,400												○	○	58,200								医療費・クラブ活動費はH30 通学費は、津別町遠距離通学児童生徒に対する通学費補助要綱に規定した金額または現物支給
北海道	斜里町							○	22,510								○	57,400										○	○	60,672								・通学費は遠距離通学対策事業にて対象児童へ援助しているため就学援助制度として支給していない。
北海道	清里町	○	15,240								○	16,367																	○	67,600								
北海道	小清水町							○	22,510								○	57,400											○	69,000								
北海道	訓子府町							○	22,510								○	57,400											○	60,000								学校給食費：１年生の額
北海道	置戸町							○	22,320								○	47,400											○	60,000								医療費：昨年度実績無し
北海道	佐呂間町				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400												○	○	57,590								通学費について、支給項目に無く、実績も無い。 卒業アルバム代、医療費は実績無し。
北海道	遠軽町							○	22,510								○	57,400											○	60,300								
北海道	湧別町							○	22,510								○	57,400											○	59,200								
北海道	滝上町							○	22,510								○	57,400											○	67,980								
北海道	興部町							○	22,510								○	57,400											○	52,824								
北海道	西興部村	○	10,302														○	57,400											○	60,300								
北海道	雄武町				○	22,320	14,231										○	47,400														○	57,590	53,289				Ｈ30年度実績額を記載
北海道	大空町							○	22,510								○	57,400											○	21,670								
北海道	豊浦町							○	22,510								○	57,400											○	70,522								卒業アルバム代等については、今年度追加された費目のため、見込額は不明で予算計上も実績もない。
北海道	壮瞥町							○	22,510								○	57,400											○	65,000								
北海道	白老町				○	22,510	22,510							○	57,400	57,400													○	65,445								・通学用品費：第1学年を除く　　・医療費：平成30年度実績の平均額　　・修学旅行費：令和元年度予算計上単価　　・給食費：1～2年61,560円（62.0%）、3年59,292円※支給平均額は令和元年度予算計上単価
北海道	厚真町							○	22,510								○	57,400											○	70,000								実費支給は、平成３０年度実績額
北海道	洞爺湖町							○	22,510								○	57,400		○	0								○	65,000								平成３１（令和元）年度予算に計上した単価 通学費、卒業アルバム代は実績なし
北海道	安平町							○	22,320								○	57,400											○	69,227								平成31年度予算に計上した額から支給平均額を算出。 体育実技用具費について、追分地区（スキー）は37,340円、早来地区（スケート）は11,590円を3年間の間で1回のみ支給。支給には用具購入を証明するもの（領収書）が必要。
北海道	むかわ町							○	22,510								○	57,400											○	62,000								校外活動費(宿泊を伴わないもの)は実績なし
北海道	日高町							○	22,510								○	57,400											○	69,000								
北海道	平取町							○	22,510								○	57,400		○	99,860								○	61,938								
北海道	新冠町							○	22,510								○	57,400											○	68,000								
北海道	浦河町							○	22,510								○	57,400											○	68,750								平均については昨年度実績
北海道	様似町							○	22,510								○	57,400											○	67,000								1.卒業アルバム代：Ｈ31年度より新たに援助する費目であり、現段階でも実費額が見込めない。
北海道	えりも町									○							○	47,400											○	68,199								平成30年度実績。学用品は第1学年25,590円、その他の学年26,820円。医療費は実績なし。
北海道	新ひだか町				○	22,510	22,510							○	57,400	57,400													○	68,404								
北海道	音更町							○	22,320								○	47,400		○	25,900								○	65,000								通学費、修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、医療費、学校給食費の支給平均額はH31年度実績
北海道	士幌町	○	22,320														○	57,400											○	70,000								・校外活動費(宿泊を伴わないもの、宿泊を伴うもの)、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給平均額は、平成３１（令和元）年度予算に計上した単価 ・医療費は、実績なし
北海道	上士幌町							○	22,510								○	57,400											○	66,800								

Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額

2、中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）　費目毎の援助額

①都道府県	②市区町村名	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（2）　補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
北海道	鹿追町							○	1年 24,800 2～6年 27,050								○	57,400											○	63,623								
北海道	新得町							○	22,510								○	57,400											○	65,000								
北海道	清水町							○	27,050								○	57,400											○	68,295								・学用品費：1年生以外　※1年生は24,800円／年 ・体育実字用具費：1.2年生　※3年生は11,700円／年 ・修学旅行費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費：H30実績による ・宿泊を伴う校外活動費：H30実績による ・医療費：支給実績なし ・卒業アルバム代：H31予算額
北海道	芽室町							○	22,510								○	57,400											○	70,000								通学用品費　1年生のみ2,290円、2～3年生　4,540円
北海道	中札内村							○	27,050								○	57,400											○	64,018								
北海道	更別村							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				生徒会費について、学校で該当費用の徴収がないため援助見込みなし
北海道	大樹町							○	22,320								○	47,400											○	57,105								
北海道	広尾町							○	22,510								○	57,400											○	69,000								医療費：支給実績なし クラブ活動費、生徒会費、PTA会費：H30実績
北海道	幕別町				○	24,550	23,010							○	47,400	45,870													○	70,370								修学旅行費、体育実技用品費及び学校給食費はH30実績より 医療費は実績無し
北海道	池田町							○	22,510								○	57,400											○	60,000								上記金額は平成３１（令和元）年度予算に計上した単価
北海道	豊頃町							○	22,510								○	57,400											○	0								修学旅行費及び卒業アルバム代等について、実費支給を行っているが、今年度については対象者がいないため、実績なし。
北海道	本別町							○	22,510								○	57,400											○	65,000								
北海道	足寄町							○	24,760								○	57,400														○	60,300	57,590				生徒会費は予算を確保しているが、費用が発生しなかったため0としている。
北海道	陸別町							○	22,510								○	57,400											○	80,000								「医療費」：対象費目としているが平成30年度実績なし
北海道	浦幌町							○	22,510								○	57,400		○	0								○	65,000								・「修学旅行費」、「クラブ活動費」、「学校給食費」は元年度予算計上単価 ・「通学費」、「医療費」は支給実績なし。
北海道	釧路町							○	22,510								○	57,400											○	51,395								
北海道	厚岸町							○	22,510								○	57,400											○	57,000								
北海道	浜中町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	49,351				修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費については H30年度の実績を記入
北海道	標茶町							○	24,760								○	57,400														○	60,300	35,482				支給額0円のものについては、支給対象となる事由がなかったため。
北海道	弟子屈町							○	22,320								○	47,400											○	55,000								
北海道	鶴居村							○	22,510								○	57,400											○	62,000								校外活動費(宿泊を伴わないもの・伴うもの）と医療費については、対象費目であるが支給実績
北海道	白糠町							○	22,510								○	57,400											○	50,437								通学用品費は、2～3学年のみ支給。体育実技用具費は1年生のみ支給。
北海道	別海町							○	22,320								○	47,400											○	58,022								平成30年度の実績額を記入している。 学校給食費は、給食給与日数×289円(1食の単価)で算出
北海道	中標津町							○	22,510								○	57,400											○	67,881								医療費について、実績なし。学校給食費については、令和元年度予算計上単価。
北海道	標津町							○	24,760								○	57,400											○	62,883								
北海道	羅臼町							○	22,320								○	47,400																	○	57,590		

①都道府県	②市区町村名	Ⅴ　その他																					Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）								（2）　クの内容及び補足説明	（1）教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）										（2）　コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他→（2）		ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提示	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他→（2）			
179	179	5	8	4	15	40	7	119	8	8	5	5	0	2	4	13	1	19	13	20	20	2	1
北海道	札幌市								○	教育委員会として正式に把握していないがＰＴＡが学用品等の中古品をバザーで販売している学校が存在する。													
北海道	函館市								○	より安価に制服を購入できるよう販売店を広く周知したり，制服のリサイクルを促している。													
北海道	小樽市							○															
北海道	旭川市							○															
北海道	室蘭市		○	○	○	○														○	校外活動で使用する貸切バスの費用の一部を市で負担している。		
北海道	釧路市	○					○																
北海道	帯広市		○			○	○		○	備え付けの冬季用体育用具がある学校については、用具の貸し出しを行っている。								○	○				
北海道	北見市	○																					
北海道	夕張市						○																
北海道	岩見沢市							○				○											
北海道	網走市		○									○			○								
北海道	留萌市					○													○				
北海道	苫小牧市							○															
北海道	稚内市							○															
北海道	美唄市							○															
北海道	芦別市							○										○					
北海道	江別市						○											○					
北海道	赤平市							○				○											
北海道	紋別市							○															
北海道	士別市						○													○	令和元年度入学者にかかる親友学用品費を入学前に支給することで保護者負担の軽減を図っている。		
北海道	名寄市							○															
北海道	三笠市		○			○						○						○					
北海道	根室市							○															
北海道	千歳市					○																	
北海道	滝川市					○												○					
北海道	砂川市								○	制服の素材などを工夫し、通年で着用できる仕様としている													
北海道	歌志内市					○														○	要・準要保護対象世帯に限らず、給食費の保護者負担金を抑制するよう努めている。また、修学旅行費を全額助成、実用英語技能検定料年1回助成を行って		
北海道	深川市					○																	
北海道	富良野市							○															
北海道	登別市							○															

①都道府県	②市区町村名	Ⅴ　その他																					Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）								（2）　クの内容及び補足説明	（1）教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）										（2）　コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他→（2）		ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提示	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他→（2）			
北海道	恵庭市	○					○																
北海道	伊達市							○															
北海道	北広島市							○										○					・新入学準備金を入学前に支給している自治体が増えてきている中で、支給を受けた後に転出した世帯への対応が、転入先となる自治体の対応によって変えなければならず、苦慮している。児童手当支給事務のように、一定のルールの下で各自治体担当者間が連絡を取り合うことが望ましいが、就学援助制度は法整備されておらず、そこまで醸成されてないのが実情である。 ・平成29年10月2日付け29文科初第472号「平成29年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について」4-（8）においては、「居住している市町村の区域外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在籍する者についても、居住している市町村において就学援助の対象とすること」としているが、その通りに運用されていない市町村がある（当市も含む）。その場合、要保護又は準要保護世帯でありながら、居住・通学する市町村の都合によって就学援助費を受けることができないこともあり得る。
北海道	石狩市	○		○	○	○												○	○				
北海道	北斗市		○																				
北海道	当別町				○	○												○					
北海道	新篠津村							○															
北海道	松前町							○															
北海道	福島町					○														○	学用品費のうち紙媒体の教材（テスト・ドリル等）については、町費にて購入し、保護者負担の軽減を図っている。		
北海道	知内町				○	○																	
北海道	木古内町							○							○								
北海道	七飯町							○															
北海道	鹿部町								○	町で教材費の無償化を実施しているため、学校で保護者負担軽減の取組は実施していない。										○	・幼稚園、小学校、中学校における教材費の無償化 ・スポーツ振興センターの掛け金の負担　　等		
北海道	森町							○															
北海道	八雲町							○															
北海道	長万部町							○															
北海道	江差町							○										○	○				
北海道	上ノ国町								○	保護者が気軽に相談できるような体制の整備（町保健師との連携等）										○	保護者が気軽に相談できるような体制の整備（町保健師との連携等）		
北海道	厚沢部町							○											○				
北海道	乙部町							○															
北海道	奥尻町							○															
北海道	今金町					○												○					
北海道	せたな町		○			○																	
北海道	島牧村							○												○	中学校の修学旅行において、修学旅行費を一部補助している。		
北海道	寿都町							○															
北海道	黒松内町							○															
北海道	蘭越町							○															
北海道	ニセコ町							○															
北海道	真狩村							○															
北海道	留寿都村							○															
北海道	喜茂別町					○														○	スキー授業にかかるリフト代の半額を教育委員会が負担。		
北海道	京極町							○								○				○	補助教材等の購入を町の負担で行い、保護者の負担とならないようにしている。		
北海道	倶知安町							○															
北海道	共和町							○															
北海道	岩内町							○															

①都道府県	②市区町村名	Ⅴ　その他																					Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）								（2）　クの内容及び補足説明	（1）教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）										（2）　コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他→（2）		ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提示	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他→（2）			
北海道	沼村				○	○																	
北海道	神恵内村							○															
北海道	積丹町							○															
北海道	古平町							○															
北海道	仁木町							○															
北海道	余市町							○															
北海道	赤井川村							○															
北海道	南幌町					○																	
北海道	奈井江町							○															
北海道	上砂川町				○	○										○				○	準要保護、要保護家庭にかかわらず、卒業アルバム代の助成、給食費半額助成、中学校の修学旅行費の助成を行うなど、すべての保護者に対し、負担を軽減できるよう取り組みを行っている。		
北海道	由仁町							○															
北海道	長沼町							○															
北海道	栗山町								○	希望する生徒への制服リサイクル													
北海道	月形町							○															
北海道	浦臼町		○	○														○					
北海道	新十津川町							○															
北海道	妹背牛町							○															
北海道	秩父別町							○												○	新入学祝い品として、町から新小学１年生に学用品等を、新中学１年生に指定ジャージ２着を支給している。		
北海道	雨竜町				○	○																	
北海道	北竜町							○															
北海道	沼田町							○											○				
北海道	鷹栖町							○															
北海道	東神楽町							○			○												
北海道	当麻町							○															
北海道	比布町							○															
北海道	愛別町							○			○												
北海道	上川町							○															
北海道	東川町							○												○	・中学校入学時に指定ジャージセット（上下、短パン）を支給 ・正課のスキー授業で使用するリフト乗車券（シーズン券）を現物支給		
北海道	美瑛町					○									○	○						給食費無償、中学校制服、ジャージ無償給与	
北海道	上富良野町				○	○					○												
北海道	中富良野町				○	○												○					
北海道	南富良野町							○															
北海道	占冠村							○												○	授業で使用する教材費負担		
北海道	和寒町							○															
北海道	剣淵町							○															
北海道	下川町							○										○					
北海道	美深町					○																	
北海道	音威子府村							○															
北海道	中川町							○											○				
北海道	幌加内町							○								○							
北海道	増毛町				○	○										○							
北海道	小平町							○											○				
北海道	苫前町							○															
北海道	羽幌町							○												○	取組状況等の情報提供があった場合は学校へ提供。		
北海道	初山別村					○																	
北海道	遠別町							○			○	○				○							
北海道	天塩町							○															
北海道	猿払村					○																	
北海道	浜頓別町					○											○						
北海道	中頓別町							○															
北海道	枝幸町							○															

①都道府県	②市区町村名	Ⅴ　その他																					Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）								（2）　クの内容及び補足説明	（1）教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）										（2）　コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他→（2）		ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提示	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他→（2）			
北海道	豊富町							○															
北海道	礼文町							○										○					
北海道	利尻町							○															
北海道	利尻富士町							○															
北海道	幌延町							○							○								
北海道	美幌町	○																					
北海道	津別町							○															
北海道	斜里町					○								○									
北海道	清里町			○																			
北海道	小清水町							○															
北海道	訓子府町							○															
北海道	置戸町							○															
北海道	佐呂間町					○																	
北海道	遠軽町							○															
北海道	湧別町							○											○				
北海道	滝上町					○																町において、小中学校に次年度入学する児童生徒の保護者を対象に学用品費等を購入できる商品券を支給（1人20,000円）。	
北海道	興部町							○															
北海道	西興部村							○															
北海道	雄武町							○															
北海道	大空町							○															
北海道	豊浦町							○										○					
北海道	壮瞥町					○													○				
北海道	白老町							○															
北海道	厚真町							○															
北海道	洞爺湖町							○										○					
北海道	安平町							○															
北海道	むかわ町							○															
北海道	日高町							○															
北海道	平取町							○															
北海道	新冠町					○													○				
北海道	浦河町							○											○				
北海道	様似町					○																	
北海道	えりも町								○	リサイクルを検討中													
北海道	新ひだか町							○															
北海道	音更町							○															
北海道	士幌町							○								○							
北海道	上士幌町							○															

①都道府県	②市区町村名	Ⅴ　その他																					Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）								（2）　クの内容及び補足説明	（1）教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）										（2）　コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他→（2）		ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提示	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他→（2）			
北海道	鹿追町							○															
北海道	新得町		○																				
北海道	清水町							○								○							
北海道	芽室町					○																	
北海道	中札内村					○					○												
北海道	更別村				○	○								○						○	小学校における算数セットなど、使用回数は少ないが学習に必須なものを備品として購入し、学校で貸し出し。		
北海道	大樹町							○										○					
北海道	広尾町							○															
北海道	幕別町							○												○	中学校修学旅行費支援事業、中学生までの医療費無料		
北海道	池田町							○															
北海道	豊頃町							○															
北海道	本別町							○															
北海道	足寄町				○	○														○	学校給食費の無償化		
北海道	陸別町				○	○																	
北海道	浦幌町				○	○													○				
北海道	釧路町							○										○					
北海道	厚岸町							○								○				○	・修学旅行に係る経費の２分の１以内で、修学旅行費の助成を行う ・学校給食費の無償化（給食費全額助成）		
北海道	浜中町						○													○	・スクールバス・行事バス・部活バスの無償運行 ・ハーモニカ・リコーダーの無償給与		
北海道	標茶町							○															
北海道	弟子屈町							○								○							
北海道	鶴居村							○															
北海道	白糠町				○	○										○				○	新入学生に鍵盤ハーモニカの寄贈を行っている		
北海道	別海町							○										○					
北海道	中標津町							○								○							
北海道	標津町							○								○							
北海道	羅臼町							○															